

令和8年3月24日

名古屋市 御中

調査結果報告書

市長及び副市長のハラスメント事案に関する

第三者調査委員会

委員長

田口 勤



委員

鈴木 含美



委員

深見 早恵



目次

第1 総論	1
1 準拠指針	1
2 調査委員会の趣旨・目的	1
3 事案の概要	2
4 調査に当たった調査委員会の委員	3
5 委員の利害関係の有無	3
6 調査実績	3
7 調査の経過	4
第2 定義等	7
1 労働施策総合推進法（いわゆる「パワハラ防止法」）	7
(1) パワーハラスメント防止等のために必要な措置を講じる事業主の義務	7
(2) 厚生労働省の指針におけるパワーハラスメントの定義	7
(3) 事業主自身のパワーハラスメント防止義務	8
2 人事院規則によるパワーハラスメントの定義	8
3 名古屋市におけるパワーハラスメントの定義	8
(1) 名古屋市パワーハラスメントの防止等に関する規程	9
(2) 規程と厚生労働省の指針の定義の比較	9
(3) 市長及び副市長の「職員」該当性	9
(4) 名古屋市におけるパワーハラスメント認定事例	10
第3 市の取組み	11
1 管理監督者（上司）への相談（内部相談）	11
2 各局区室のハラスメント相談員への相談（内部相談）	11
3 市相談員への相談（内部相談）	11
4 外部相談員（弁護士）への相談（外部相談）	11
5 内部公益通報制度	11
6 研修・講演会	12
7 ハラスメント撲滅月間による取組み	12
8 懲戒処分等必要な措置の実施	12
9 不利益取扱いの禁止等	12
10 全般的制度の周知	12
11 委員会	12
12 人権条例の制定に向けた検討会の開催	13
第4 前提となる事実	14
1 前市長及び前副市長について	14
(1) 前市長の当選からみなし退職まで	14
(2) 前副市長の略歴	14
(3) 前市長の「指示書」	14
(4) 切腹発言	14
2 木造天守閣について	15
3 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針	15
(1) 概要	15
(2) 付加設備の方針の法的性質	16
(3) 付加設備の方針を確定するまでの経過	16
(4) 前市長の市会における発言	17
4 公募による最優秀者選定	17
(1) 公募の実施と最優秀者選定	17
(2) 契約締結権限	18
(3) 企画競争による契約の相手方選定の当時のルール	18

(4) 企画競争による契約の相手方選定の現在のルール	19
(5) 公募結果に対する尊重義務の存否	21
第5 事実認定と評価に先立ち	23
1 調査方法等	23
2 事実認定にあたって	23
3 パワーハラスメントに該当する可能性がある言動	24
4 これら言動に至る原因	24
第6 外形的事実及び事実認定	26
1 令和4年11月25日副市長レク	26
2 令和4年11月29日市長レク	26
(1) 令和4年11月29日市長レクの概要と資料	26
(2) 公募結果に対する前市長の反応（認定した事実）	27
(3) 前市長の認識（前市長の反論）	27
(4) 調査対象者の認識（前市長の反論についての検証結果）	27
3 令和4年11月29日市長レク後から経済水道委員会所管事務調査まで	28
(1) 前市長に対する説明（説得）	28
(2) 経済水道委員会所管事務調査（令和4年12月5日）	28
(3) 前市長定例記者会見（上記同日）	28
(4) 経済水道委員会所管事務調査（翌6日）	29
4 前市長の「切腹」発言	29
(1) 切腹発言の開始時期	29
(2) 名古屋城職員に対する切腹発言	29
(3) 令和4年11月29日市長レクにおける切腹発言が認められないこと	30
5 令和4年末の前副市長のメッセージ	30
6 前副市長による「俺のメールを無視するのか」発言	30
7 令和5年1月11日副市長レク	31
(1) 同月10日副市長レク資料	31
(2) 翌11日副市長レクにおける前副市長の「お前が市長を説得してこい」発言	31
8 令和5年1月19日副市長レク	32
(1) 令和5年1月19日副市長レク資料	32
(2) 副市長レクにおける職員らの申入れと前副市長の「そんなものは駄目だ」発言	33
(3) 前副市長の認識	33
(4) 市民の意見を聴取する方向への転換	33
9 令和5年3月7日前副市長の市会での答弁	34
(1) 答弁内容	34
(2) 市民意見を聴取する目的	35
10 アンケート	35
(1) 令和5年3月30日市長レク資料	35
(2) 令和5年4月4日副市長レク資料	36
(3) 令和5年4月4日市長レク資料	37
(4) アンケート実施	37
(5) アンケート結果	38
11 名古屋城バリアフリーに関する市民討論会	38
(1) 市民討論会の目的	38
(2) 市民討論会での資料準備	39
(3) 市民討論会実施	39
12 名古屋城天守閣整備事業のQA	39
(1) QAの作成指示	39
(2) 同年8月2日の市長レク資料	40
(3) 同年8月9日市長レク資料	40

(4) 同年8月14日市長レク資料	43
(5) 同年8月18日市長レク資料	44
(6) 同年9月4日市長レク資料	44
(7) 前市長の「かわってもらわないかん」発言	45
(8) 前市長の認識	46
(9) 検討	46
13 名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約	47
14 検証委員会	47
15 名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について	47
16 事実経過一覧表	50
第7 調査結果（評価）	59
1 パワーハラスメント該当性の判断の枠組みについて	59
2 パワーハラスメントか否かの検討対象とした言動	59
3 公募結果・公募技術を尊重しない言動について	59
(1) 問題の所在	59
(2) 公募結果の法的意義	60
(3) 公募結果に至る経過による事実上の拘束力	60
(4) 前市長の公募結果に関する言動とその評価	61
(5) 前副市長の公募結果に関する言動とその評価	61
4 前市長の切腹発言とその評価	62
5 前市長のアンケート項目の変更指示とその評価	62
6 前市長の市民討論会用パワーポイント資料の変更指示とその評価	63
7 前市長の「かわってもらわないかん」発言について	64
(1) 問題の所在	64
(2) 職員の一部に生じた苦悩の原因	64
(3) 前市長の「かわってもらわないかん」発言とその評価	65
8 前市長による「今から文化庁に電話して確認するぞ」などの発言とその評価	66
9 前副市長による前市長の説得を職員に命じるかのような発言とその評価	66
10 2年かかるとの職員のスケジュール提案を前副市長が拒否したこととその評価	67
11 意思疎通が困難あるいは円滑でない時期があったこととその評価	68
第8 再発防止に関する提言	70
1 既存制度の問題点	70
(1) 既存制度の維持発展	70
(2) 特別職も含むハラスメント研修の実施	70
(3) 特別職を含む総合的なルールが必要である	70
(4) ハラスメントを統一的に規制するルールが必要である	70
2 職員の就業環境を護るための総合的で統一的な条例の制定	71
3 市の附属機関として第三者調査委員会を設置する条例の制定	72
第9 本件事案の背景事情に関連する意見	73
1 評価委員及び評価委員会のあり方	73
2 人権意識の向上及び人権条例の遵守にむけ、より一層努力されたい	74
3 スケジュール最優先の事業遂行のあり方を再検討されたい	75
第10 まとめ	76
1 事実経過	76
2 最後に	77
(1) 結論	77
(2) 付言	77
第11 末尾資料一覧	78

第1 総論

1 準拠指針

本調査結果報告書は、日本弁護士連合会が策定した「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」に準拠して調査等を実施し、同種事案の再発防止策を提言することを目的に報告書として取りまとめるものである。

2 調査委員会の趣旨・目的

本調査委員会は、『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証について（最終報告）（以下「最終報告」という）において、前名古屋市長（以下「前市長」という）及び観光文化交流局所管前副市長（以下「前副市長」という）の発言をパワーハラスメントと受け止めていた職員がいた（以下「本件事案」という）との記載の事項について、公平かつ中立的な観点から専門的な知見を持つ第三者による客観的な調査等を行うため、「市長及び副市長のハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱」（末尾資料01参照）に基づき設置された。

最終報告35頁の記載は次のとおりである。なお、「レク」とは、「レクチャー」の略語であり、報告や説明、判断を仰ぐ場を意味する。

- ・ 職員ヒアリングにおいて、市長レクや副市長レクの場合での市長や所管副市長からの発言をパワーハラスメントと受け止めていた職員がいたことが分かった。
- ・ 市長ヒアリングによれば、市長は、言葉遣いは丁寧ではないが、人格批判は絶対にしない、権利侵害のようなことはないとのことだった。
- ・ 所管副市長ヒアリングによれば、所管副市長は、ハラスメント的な発言はしたことがないとの認識を示した一方、本人の受け取り方にもよる、とのことだった。

また、最終報告36頁には、次のように評価されている。

通常、プロジェクトを進めるにあたっては、内外の関係者との多くの調整等や、計画の修正・見直しなど、プレッシャーも含め、担当する職員には苦悩や葛藤が生じることは自然なことであり、大規模なプロジェクトの場合には、尚更のことである。ただし、名古屋城天守木造復元事業では、担当する職員が特に苦悩や葛藤を感じる特殊事情があったことが認められる。

職員は、市長の『昇降技術』の設置は1、2階までとの発言の対応策として、約2年をかけて市民との対話を重ねてバリアフリー対応の方針を策定する必要があると考えたが、市としては当初予定通りに令和5年8月を目標に進めることとなった。そのため、市民と対話を重ねることを重視し、そのためには時間が必要であると考えていた職員の中には、予定通りに進めることに苦悩を深めた者もいた。

また、新技術の公募は、議会の議決を経て公費によって実施され、公募要件を満たした提案を事業者が行い、専門の評価員が適正に審査したものである。こうした行政の適正な手続きを踏んで得られた結果は市長も尊重すべきものである。市長が『昇降技術』

の設置を明確に否定した発言等は確認できなかったが、市長は、定例記者会見などの公的な場において「垂直昇降設備の設置は1、2階まで」と発言していたことから、所管副市長は市長が『昇降技術』を設置しないとの判断に傾きかねないことに強い不安を感じ、職員も市長の『昇降技術』の設置は望ましくないという思いをレク等で繰り返し耳にすることで、相当なプレッシャーを感じていた者もいた。そして、職員は、討論会での市民意見に対して、『昇降技術』の設置自体は公募により決定していることを明確に説明できていなかったが、その背景には、市長の『昇降技術』への言動が職員の意識に少なからず影響していたと考えられる。さらに、市長や所管副市長の言動をパワーハラスメントと感じる職員が生じるほどに関係者間の円滑なコミュニケーションが取れていなかった時期も生まれていた。それらのことに鑑みれば、市長は、行政の長として、公募結果の遂行にあたって、苦悩や葛藤を抱える職員に対する配慮に欠けていた面もあったといえよう。

他方、所管副市長は、職員へのフォローや市長と職員間の円滑なコミュニケーションを取り持つ必要性を認識して対応を行うとともに、市長が公募で決定した『昇降技術』を「設置しない」と判断することを避けることに注力していた。その結果、所管副市長は、まずは1階に設置し段階的に上層階へ設置する考えを職員へ示したが、「より上層階」を目指した技術を公募で選定したのに、その技術開発前から設置階を決定することに職員からの理解は得られなかった。そうした状況下で、職員は、市長の意向を気にしながら事業を進めることになり、対外的な市民説明に対する職員の苦悩をより強くさせてしまうことになったと考えられる。

検証委員会としては、こうした職員の苦悩や葛藤が、市民間の意見対立へのリスク想定不足や配慮不足など、アンケートや討論会の準備にも少なからず影響を与え、討論会当日における差別発言に対して適切な対応を行うことができなかった遠因になっていたと判断する。

そこで、本調査委員会は、前市長及び前副市長のパワーハラスメントの存否を調査対象とするとともに、調査対象の存否に関わらず、本件事案の再発防止策を提言することを主たる目的とする。

3 事案の概要

前市長及び前副市長の発言をパワーハラスメントと受け止めていた職員がいたことが明らかになった本件事案は、観光文化交流局所管のもとで実施された、名古屋城天守閣整備事業（以下「本事業」ということもある）のうち、名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の最優秀者選定をきっかけに、名古屋城天守の史実により忠実な木造復元を目指す前市長と、「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」（以下「付加設備の方針」という）に対応する新技術の開発などを通してバリアフリーの実現を目指す名古屋城総合事務所所属職員（以下「名古屋城職員」あるいは単に「職員」という）との間に、史実に忠

実な木造復元やバリアフリーに関する考え方の違いが生じ、その間を調整しようとした前副市長を含め、相互に意思疎通が著しく困難になった事案である。

本件事案の調査対象は、最終報告が検証対象とした事実やその時期と多くの部分で重なるが、市民討論会終了後に行われた名古屋城天守閣整備事業のQA作成業務も含む。なお、名古屋城天守閣整備事業のQAとは、令和5年8月から9月にかけて、前市長の指示のもと観光文化交流局において作成された内部資料である。

4 調査に当たった調査委員会の委員

委員長 弁護士 田口 勤
委員 弁護士 鈴木含美
委員 弁護士 深見早恵

5 委員の利害関係の有無

上記委員は、名古屋市、調査対象事案及び前市長・前副市長との間に、次に記載するとおり利害関係はない。

- (1) 調査対象事案に関して調査対象事案の関係当事者から相談、意見照会等を受け、助言し又は自己の認識・見解等を述べたことはない。
- (2) 調査対象事案の関係当事者との間に近い親族関係はない。
- (3) 調査対象事案の関係当事者及び関係当事者が密接に関係する企業等の団体との間に取引関係はない。
- (4) 市との間に顧問契約又はこれに類する継続的契約関係を結んでいない。
- (5) 市の職員（非常勤特別職員を除く）や議員の職にない。

6 調査実績

- ・第三者調査委員会の開催 18回
- ・ヒアリング調査に関する委員間打合せ 15回
- ・ヒアリング調査 延べ40名
- ・ヒアリング調査対象者への文書調査等 14回
- ・実地調査（レク実施場所） 1回
- ・市に対する文書調査 14回
- ・関係書類調査

7 調査の経過

日付	事 項
令和6年9月18日	「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会より市へ最終報告の提出 市において第三者調査委員会設置を公表
令和6年10月1日	市長及び副市長のハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱施行 市より愛知県弁護士会へ第三者調査委員会委員の候補者推薦を依頼
令和6年10月30日	愛知県弁護士会より市へ第三者調査委員会委員の候補者を推薦
令和6年11月13日	市において第三者調査委員会の委員委嘱 市において第三者調査委員会の委員委嘱を公表
令和6年11月18日	第1回調査委員会
令和6年12月1日	ヒアリング調査
令和6年12月2日	市に対する文書調査（2通）
令和6年12月11日	ヒアリング調査
令和6年12月13日	市に対する文書調査
令和6年12月18日	ヒアリング調査
令和6年12月19日	市に対する文書調査
令和6年12月24日	ヒアリング調査
令和7年1月17日	ヒアリング調査
令和7年1月22日	ヒアリング調査
令和7年1月23日	第2回調査委員会 市に対する文書調査（2通）
令和7年1月26日	ヒアリング調査
令和7年1月31日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年2月1日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年2月3日	市に対する文書調査（3通）
令和7年2月9日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年2月10日	ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和7年2月26日	第3回調査委員会
令和7年2月27日	ヒアリング調査対象者への文書調査等（2通）
令和7年3月5日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和7年3月6日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年3月8日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年3月10日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和7年3月19日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ

令和7年4月13日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ 実地調査
令和7年4月22日	市に対する文書調査
令和7年4月27日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年5月7日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年5月12日	ヒアリング調査
令和7年5月16日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年6月6日	ヒアリング調査
令和7年6月9日	ヒアリング調査
令和7年7月12日	ヒアリング調査
令和7年7月17日	ヒアリング調査
令和7年7月22日	ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和7年7月30日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年8月8日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年8月14日	ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和7年9月10日	第4回調査委員会
令和7年9月23日	ヒアリング・文書調査等に関する打合せ
令和7年9月25日	ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和7年10月23日	第5回調査委員会
令和7年11月12日	第6回調査委員会
令和7年11月19日	市に対する文書調査
令和7年12月3日	ヒアリング調査
令和7年12月8日	ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和7年12月16日	第7回調査委員会
令和7年12月23日	ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和8年1月9日	第8回調査委員会 ヒアリング調査対象者への文書調査等 市に対する文書調査
令和8年1月23日	第9回調査委員会
令和8年2月4日	市に対する文書調査
令和8年2月8日	第10回調査委員会
令和8年2月13日	第11回調査委員会
令和8年2月15日	第12回調査委員会
令和8年2月16日	市に対する文書調査
令和8年2月18日	ヒアリング調査対象者への文書調査等（2通）
令和8年2月25日	ヒアリング調査
令和8年2月25日	第13回調査委員会
令和8年3月1日	第14回調査委員会

令和8年3月8日	第15回調査委員会
令和8年3月9日	ヒアリング調査対象者への文書調査等
令和8年3月13日	第16回調査委員会
令和8年3月20日	第17回調査委員会
令和8年3月24日	第18回調査委員会 市へ調査結果報告書の提出

第2 定義等

1 労働施策総合推進法（いわゆる「パワハラ防止法」）

令和2年6月1日、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下「労働施策総合推進法」という）の改正法が施行された。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務とされた。

(1) パワーハラスメント防止等のために必要な措置を講じる事業主の義務

労働施策総合推進法第30条の2は、「事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」と規定し、パワーハラスメントに対する事業主の雇用管理上の措置について定めている。

そして、適用除外に関する同法第38条の2は、同法第30条の2の規定を地方公務員について適用除外していないことから、地方公共団体の首長も、同条の事業主として、パワーハラスメント防止等のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 厚生労働省の指針におけるパワーハラスメントの定義

労働施策総合推進法には、パワーハラスメントを定義する規定は存在しないが、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号）【令和2年6月1日適用】（以下「厚生労働省の指針」という）には、職場におけるパワーハラスメントの内容について次のとおり記載されている。

「職場におけるパワーハラスメントは、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいう。

なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。」

そして、上記①～③について、次のように説明されている。

①の優越的な関係を背景とした言動とは、当該事業主の事業を遂行するに当たって、当該言動を受ける労働者が行為者に対して抵抗又は拒絶することができない蓋然性が高い関係を背景として行われるものを指し、職務上の地位が上位の者による言動等はこれに含まれる。

②の業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動とは、社会通念に照らして、当該言動が明らかに当該事業主の業務上必要性がない、又はその態様が相当でないものを指し、業務上明らかに必要性のない言動、業務の目的を大きく逸脱した言動、業務を遂行するための手段として不適当な言動、当該行為の回数、行為者の数等、その態様や手段が社会

通念に照らして許容される範囲を超える言動等がこれに含まれる。この判断に当たっては、当該言動の目的、当該言動を受けた労働者の問題行動の有無や内容・程度を含む当該言動が行われた経緯や状況、業種・業態、業務の内容・性質、当該言動の態様・頻度・継続性、労働者の属性や心身の状況、行為者との関係性等を総合的に考慮することが適当である。

③の労働者の就労環境が害されるものとは、当該言動により労働者が身体的又は精神的に苦痛を与えられ、労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等当該労働者が就業する上で看過できない程度の支障が生じることを指す。この判断に当たっては、「平均的な労働者の感じ方」、すなわち、同様の状況で当該言動を受けた場合に、社会一般の労働者が、就業する上で看過できない程度の支障が生じたと感じるような言動であるかどうかを基準とすることが適当である。

③ 事業主自身のパワーハラスメント防止義務

労働施策総合推進法及び厚生労働省の指針は、事業主にパワーハラスメント防止等のために必要な措置を講じる義務を負わせるほか、厚生労働省の指針3には、事業主自らも、パワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、労働者（他の事業主が雇用する労働者及び求職者を含む。）に対する言動に必要な注意を払うように努めなければならないとして、事業主自身もパワーハラスメントをしてはならない旨を努力義務としている。そして、令和2年4月21日付け総務省通知（総行女第17号）である「パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応について」にも、厚生労働省の指針3が地方公共団体に適用されることから、事業主等の責務について改めて認識し、対応に万全を期すべきことが確認されている。

2 人事院規則によるパワーハラスメントの定義

人事院規則10-16の第2条は「この規則において、「パワー・ハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう」と定義している。

3 名古屋市におけるパワーハラスメントの定義

市では、パワーハラスメントの予防・解決に関し必要な事項を定め、もって職員一人ひとりの尊厳や人格が尊重され、快適に働くことができる職場環境を確保することを目的として、平成28年9月1日から「名古屋市パワーハラスメント等対策に関する指針」を施行し、令和2年6月1日からこの指針を規程に改正して、名古屋市パワーハラスメントの防止等に関する規程（以下「規程」という）を施行している。

規程は、前市長が、労働施策総合推進法第30条の2の事業主として講じた、パワーハラスメント防止等のために必要な措置にも該当する。

(1) 名古屋市パワーハラスメントの防止等に関する規程

規程における「パワーハラスメント」とは、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう（規程第2条第4項）。

総務省通知「パワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応について」（総行女第17号 令和2年4月21日）において、人事院規則の内容を踏まえて対応するように各地方公共団体に依頼がされており、前2に記載した人事院規則の定義と同じである。

本調査においては、規程に基づき評価を行うものとする。

(2) 規程と厚生労働省の指針の定義の比較

規程の定義（人事院規則と同じ）を厚生労働省の指針記載のものと比較すると、①職務に関する優越的な関係を背景として行われる、②業務上必要かつ相当な範囲を超える言動を、必要な要素とする点は同様である。

しかし、規程における、③職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものとの規定は、労働者の就労環境が害されるものだけでなく、「職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与えて職員の人格若しくは尊厳を害するもの」をも含む点で、パワーハラスメントの概念が厚生労働省の指針よりも広い。職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与えて職員の人格若しくは尊厳を害した場合には、職員の勤務環境を害さなくても、パワーハラスメントに該当することになる。

(3) 市長及び副市長の「職員」該当性

規程が対象にしている「職員」とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち局区等に属する者及び名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第3に掲げる職員のうち局区等が所管する者（ただし、報酬を支給されない者を除く）とされており（規程第2条第2項）、特別職の地方公務員は含まれない。よって、特別職の地方公務員に属する市長及び副市長は、規程が規定する職員には該当しない。

規程は、局区等の長等の責務は規定しているが、市長の責務は規定していない。

しかし、市長は労働施策総合推進法の事業主として、パワーハラスメント防止等のために必要な措置を講じる義務を負っており、規程を整備すべき立場であるだけでなく、厚生労働省の指針3に基づき市長自らもパワーハラスメントを行わない努力義務を負っている。よって、規程が定めるパワーハラスメントの定義規定や規制内容を、前市長が否定することはできない。

また、前副市長も、市長を補佐する立場にあったことから、規程が定めるパワーハラスメントの定義規定や規制内容を、やはり否定することはできない。

(4) 名古屋市におけるパワーハラスメント認定事例

市において、パワーハラスメントが認定された事案は、令和4年度以降、令和8年3月23日まで、毎年度4件から7件であった。態様は様々であるが、職場において大声で怒鳴り、人格や組織を否定する内容の暴言を吐いたものや、打合せの際に大声で叱責するなど威圧的かつ畏怖を与える言動を行ったものが、パワーハラスメントと認定された。

第3 市の取組み

市では、パワーハラスメントを防止等するための取組みとして、以下のようなものを実施している。

1 管理監督者（上司）への相談（内部相談）

上司は、一段階上の上司に限らない。

2 各局区室のハラスメント相談員への相談（内部相談）

3 市相談員への相談（内部相談）

パワーハラスメントについては、管理監督者、各局区室の相談員への相談では解決することが困難な場合に市相談員へ相談することができる。市相談員は、総務局コンプライアンス推進課、人事課、安全衛生課に設置されている。

4 外部相談員（弁護士）への相談（外部相談）

規程で定める職員等が利用でき、申込は匿名でも可能であるが、相談日時調整後に行う外部相談員への連絡は本人確認のために実名で行う。外部相談員はコンプライアンス推進課に相談内容を報告し、各局区室等の人事担当課とコンプライアンス推進課が連携して、必要に応じて調査等を行い、問題解決のために必要な対応を実施する。事実確認においては、相談者の意思を踏まえて調査を行い、調査の結果は、原則として、各局区室等の人事担当課から相談者に報告される。本人が匿名を希望する場合には、外部相談員による本人確認の場面を除けば、終始匿名とすることも可能である。

5 内部公益通報制度

名古屋市職員の公正な職務の執行の確保に関する条例第3条は、「職員は、通報対象事実が発生し、又は発生するおそれがあると思料するときは、その旨を市長又はコンプライアンス・アドバイザー（本市と第14条第1項の契約を締結し、かつ、当該契約の期間内にある者をいう。以下同じ。）に通報することができる」としている。原則として実名による必要があり、「通報対象事実に係る客観的な資料に基づいて通報するときその他やむを得ない理由があるときは、匿名で通報することができる」（同条例第3条第2項）としている。そして、コンプライアンス・アドバイザーは、内部公益通報を受けたときは、速やかに、当該通報の内容を市長に報告しなければならない（同条例第3条第4項）としている。

同条例第2条第2号によると、通報対象事実とは、法令等に違反し、職員の公正な職務の執行を妨げる事実であり、公益通報者保護法（以下「保護法」という）第2条第3項に定義されている通報対象事実（犯罪行為の事実、過料の理由とされている事実、処分の理由とされている事実等）と比較すると、かなり広い範囲の事実が対象となりうる規定ぶりである。しかし、運用の上では保護法同様の通報対象事実に限定しており、通報内容が保護法の通報対象事実該当しない場合、通報者がパワーハラスメント被害者の場合は相談窓口（前1～4）を案内し、第三者の場合は情報提供として扱っている。

なお、保護法第9条前段によると、同法第3条から第5条までの規定にかかわらず、国家公務員法、国会職員法、自衛隊法及び地方公務員法の定めるところによることから、一般職地方公務員に適用されないが、同法第9条後段により、同法第2条第1項第1号に定める事業者は、同法第3条各号に定める公益通報をしたことを理由として一般職地方公務員に対して免職その他不利益な取扱いがされることのないよう、これらの法律の規定を適用しなければならないことから、一般職地方公務員も同法第3条から第5条と同内容の保護を受ける。

6 研修・講演会

パワーハラスメントの防止等を図るため、職員に対し必要な研修（基本研修、管理職向け研修、相談員研修等）及び講演会を実施している。本件事案発覚後の令和7年度管理職向け研修においては、市長及び副市長も参加し、局長級、部長級及び課長級の全職員に対するハラスメント研修を実施している。

7 ハラスメント撲滅月間による取組み

原則8月をハラスメント撲滅月間とし、全職員によるハラスメントセルフチェック、ハラスメント意識調査及び相談窓口の周知等を実施している。

8 懲戒処分等必要な措置の実施

パワーハラスメントの態様が懲戒事由に該当する場合は、懲戒処分等必要な措置を実施している。

9 不利益取扱いの禁止等

関係者のプライバシー保護を徹底し、相談を行ったこと又は相談内容に関する事実確認に協力したことにより、関係者が不利益な取扱いを受けることがないように留意すべきことを周知している。

10 全般的制度の周知

毎年度初めに、名古屋市職員コンプライアンス・カードの配付及びハラスメント窓口周知用リーフレットによる相談窓口の周知等について依頼文を各局区室人事担当課長宛に発出し、職員への制度理解の浸透及び意識の啓発に努めている。

11 委員会

セクシュアルハラスメントに関しては、調査・審査などを行うセクシュアルハラスメント等防止委員会を設置しているが、パワーハラスメントに関してはそのような委員会は設置されていなかったところ、令和7年4月1日、名古屋市パワーハラスメント防止委員会規程を制定し、同委員会を設置した。その委員は内部委員（職員）のほか、外部委員（弁護士）により構成され、パワーハラスメントに関連する問題の解決を図るべく、調査・審議を行い、相談者その他関係職員等に対する指導・助言その他必要な措置を行うこととされている。

12 人権条例の制定に向けた検討会の開催

市では、名古屋市人権に関する条例（仮称）の制定に向けて、幅広く関係者の意見を聴くとともに必要な事項を協議するため、名古屋市人権に関する条例（仮称）検討会を開催している。

第4 前提となる事実

1 前市長及び前副市長について

(1) 前市長の当選からみなし辞職まで

前市長は、平成21年4月26日、名古屋市長に初当選した。平成22年11月26日、前市長は名古屋市長を辞任し、平成23年2月6日、名古屋市長に再選された。平成25年4月21日、前市長は名古屋市長に3選された後、平成29年4月23日には4選、令和3年4月25日には5選されたが、再選以降の選挙戦では天守閣木造復元を取り上げた。

前市長は、令和6年10月27日投開票の衆議院選挙に出馬する意向を固め辞職願を提出したが、市会は同月11日同意せず、同月15日前市長は立候補の届出により公職の候補者となり、その届出の日に名古屋市長たることを辞したものとみなされた（公職選挙法第90条）。

(2) 前副市長の略歴

前副市長は、昭和59年4月採用、平成31年4月1日から令和3年12月15日まで観光文化交流局長（一般職）、翌16日から令和7年12月15日まで副市長（特別職）の職にあった。

(3) 前市長の「指示書」

前市長名による当時の市民経済局長あて平成27年8月24日付「指示書」には、次のように記載されている。

1. 名古屋城跡の具体的な復元整備計画を、速やかに策定すること。
 2. 復元整備計画は、まず本丸（大小天守、東北隅櫓、多聞櫓、門、石垣等）、二の丸（御殿、庭園、門、石垣等）を整備することとし、本丸天守の復元は、今秋から着手すること。
 3. 本丸天守の復元の手法については、技術提案交渉方式を採用するものとし、9月議会までに法的・技術的課題をクリアすること。また、技術提案交渉方式を進めるために必要な予算を9月議会に提出すること。
 4. 今後の名古屋城の維持・管理・運営について、新たに民間の知恵も導入すること。
- 以上、本件の全責任は私が取るので、各員全力で取り組まれない。

(4) 切腹発言

平成31年4月1日の市長定例記者会見では「法律に従って、文化庁にも丁寧に説明しまして、それを根底的にですね、頭からひっくり返すようなことは、それはできませんよ、それは。そんな、わやですよ、そうなったら。ということでございます。その旨もきちっとお話をしまして、そういうことなら、みんな切腹と。そのかわり私一人では切腹しません。関係者全員切腹です。これが認められなかったら。当然になりますよ、市民の皆さんに対して責任をとらないかんじゃないですか。」と発言し、切腹という言葉を使用した。

2 木造天守閣について

慶長15(1610)年に尾張徳川家の居城として築城された名古屋城は、明治維新後、陸軍に利用され建造物が撤去されるなどの改変を受けたが、本丸を中心によく遺構が残されていることから昭和7年に史跡指定を受けた。太平洋戦争における空襲により多くの建造物が焼失するも、代表的な近世城郭として昭和27年には特別史跡の指定を受けた。昭和34年には天守を再建し、平成18年には、特別史跡名古屋城跡全体の整備検討のため特別史跡名古屋城跡全体整備検討委員会(平成27年度からは名称を「特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議」に変更)を開催し、本丸御殿、重要文化財建造物、石垣、庭園、天守閣等について、専門的見地から意見等を聴取しながら整備についての検討を行っている。

そして、特別史跡名古屋城跡を後世へ確実に継承するとともにより一層の魅力の向上を図るため、今後も保存・活用を適切かつ確実に進めていく必要があることから、平成30年5月に『特別史跡名古屋城跡保存活用計画』を策定した。

現在は、特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画(案)を公表し、その確定に向けて準備しているところである。

3 木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針

(1) 概要

名古屋城天守整備事業につき、平成30年5月30日、市は「付加設備の方針」を発表した(第1の3参照)。

そこには、基本方針として次の記載がある。

- ・ 史実に忠実に復元するためエレベーターを設置せず、新技術の開発などを通してバリアフリーに最善の努力をする。
- ・ 今回、木造復元に伴い、本来の天守閣の内部空間を観覧できるようにする。また、電動か否かによらず、車いすの方が見ることのできる眺望としては、現状1階フロアまでだが、様々な工夫により、可能な限り上層階まで昇ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証する。
- ・ 例えば、昇降装置を有する特殊車両を応用し、外部から直接出入りすることや、ロボット技術を活用し、内部階段を昇降することなどが挙げられる。併せてVR技術を活用した体感施設の設置を行う。
- ・ 新技術の開発には、国内外から幅広く提案を募る。
- ・ また、協議会を新たに設置し、障害者団体等当事者の意見を丁寧に聞くことにより、誰もが利用できる付加設備の開発を行う。
- ・ 姫路城や松本城など現存する木造天守にも転用可能な新技術の開発に努力する。
- ・ 再建後は元来の姿を見ることができるようになり、介助要員、補助具を配置することなどにより、今より、快適に観覧できるようにする。

(2) 付加設備の方針の法的性質

市によると、付加設備の方針は、障害者差別解消法その他の特定の法律に基づくものではなく、市の方針として、所管事務調査を実施し、障害者団体へ説明した上で前市長の決裁を取ったものである。市長の意向によって今後変更されうるものではあるものの、議会や有識者、障害者団体等への調整も必要となり、容易に変更できるものではない、との認識である。

付加設備の方針には法的拘束力は認められないものの、変更するためには各方面との間で意見調整する必要があり、事実上の拘束力は相当なものがあると考えられる。

(3) 付加設備の方針を確定するまでの経過

付加設備の方針を確定するまでに行った調整の経過は次のとおりである。

- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------------------------------|
| 平成29年 | 11月16日 | 第6回天守閣部会において、エレベーターを設置せず、チェアリフトや階段昇降機などの代替手段による市のバリアフリー対策案を提示 |
| | 11月21日 | 愛知障害フォーラム（ADF）から、バリアフリーに関する公開質問状を収受 |
| | 12月11日 | 第2回名古屋市障害者団体連絡会において、バリアフリーの検討状況について報告 |
| | 12月28日 | 第1回庁内PT会議 |
| 平成30年 | 1月26日 | 第1回庁内PT会議ワーキング |
| | 2月13日 | 第2回庁内PT会議ワーキング |
| | 2月22日 | 第3回庁内PT会議ワーキング |
| | 2月28日 | 第2回庁内PT会議 |
| | 3月22日 | 第4回名古屋市障害者団体連絡会において、市長出席のもと、各団体から意見を求めた |
| | 3月28日 | 第9回天守閣部会において、木造復元天守の昇降等に関する検討について報告 |
| | 3月29日 | 第3回庁内PT会議 |
| | 4月19日 | 名古屋市障害者団体連絡会加盟団体に、特別史跡名古屋城跡のバリアフリーの検討状況を説明 |
| | 4月24日 | 特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議（有識者会議） |
| | 5月7日 | 第4回庁内PT会議 |
| | 5月8日 | 名古屋市障害者団体連絡会加盟団体に木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針（案）を提示し意見を求めた |
| | 5月9日 | 第10回天守閣部会において、木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針（案）について報告 |
| | 5月15日 | 所管事務調査（経済水道委員会） |

(4) 前市長の市会における発言

名古屋市会会議録・委員会記録検索システムによると、前市長は、平成30年6月の市会定例会において、付加設備の方針に言及し、次のように述べている。

「まず、石垣部会についてですけど、平成29年8月9日開催の第23回特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議石垣部会で読み上げましたコメントにあります、特別史跡である石垣をしっかりと保全していくことも重要であるとの認識については変わっておりません。したがって、文化庁が指摘している石垣の保全について、石垣部会の意見を伺いながら石垣の保全を行ってまいりたいと考えております。それから、人権問題についてですが、木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針では、さまざまな工夫により可能な限り上層階まで上ることができるよう目指し、現状よりも天守閣のすばらしさや眺望を楽しめることを保証すると。また、障害者の皆様や不自由な皆様が天守閣に上ることを排除するものではありません。また、エレベーターの設置にかえて、新技術により必ず天守閣へ上っていただくこと保証しているのので、人権の侵害には当たらないと考えております。」

4 公募による最優秀者選定

(1) 公募の実施と最優秀者選定

市は、令和4年4月、「付加設備の方針」に基づき「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を開始した。

名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の公募要項には、付加設備の方針が図表1として掲載されているほか、図表2として高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和2年4月3日衆議院国土交通委員会、5月12日参議院国土交通委員会）が下記のように掲載され、この趣旨を踏まえることも明確にされている。

衆議院国土交通委員会：第十四項、参議院国土交通委員会：第十八項
障害者権利条約に則り、歴史的建造物のバリアフリー化を進めるため、歴史的建造物を再現する場合等におけるバリアフリー整備の在り方について、高齢者、障害者等の参画の下検討が行われるよう、必要な措置を講ずること。

その後、提案技術に関して利用者等から意見・要望を聴取するワークショップ、評価委員会及び技術相談員会、技術対話、書類審査、プレゼンテーション審査等を経て、令和4年12月2日、株式会社MH I エアロスペースプロダクションを最優秀者として選定することについて市長決裁をした。

市長決裁時の最優秀者の技術概要には、次のとおり記載されている。以下、ここで説明されている技術を単に「昇降技術」又は「公募技術」ということがある。

1. 木造天守の狭小な空間内で大天守内部を垂直昇降する技術です。

史実に忠実に復元された名古屋城木造天守の狭小空間に設置できる垂直昇降機です。

2. 実現性の高い垂直昇降技術です。

既にフェリー等の船舶内客室甲板への昇降装置や航空機搭乗機材等多くの導入実績を有している垂直昇降機の応用技術であり実現性が高く、開発期間の短縮にも繋げられる技術です。

3. 階段歩行の困難な高齢者や幅広い障害者に対応する技術です。

つたい歩きを含めた歩行全て、立位の保持、立ち上がることが困難で車椅子を使用することが多い人、階段の昇降に介助が必要な人（障害のある人含む）等多くの人々を対象にバリアフリー化を実現する昇降技術です。

(2) 契約締結権限

名古屋市契約事務委任規則第3条では、業務の委託契約（少額随意契約、緊急随意契約、令第167条の2第1項第3号に基づく契約及び総合評価一般競争入札等に係る契約を除く）のうち、次の業務に係る契約以外の契約の締結に関する事務は、主管の局長の長に委任するとされている。

測量、建築設計（監理を含む。）、建築設備設計（監理を含む。）、建設コンサルタント、補償コンサルタント、地質調査、公園、道路等の維持管理、建築物、機械設備等の保守、点検及び修理（運転管理を除く。）、建築物の清掃（市長が別に定めるものに限る。）、建築物の警備（市長が別に定めるものに限る。）

名古屋城木造天守昇降技術開発業務の委託は、上記囲み部内のいずれの業務にも該当しないことから、主管である観光文化交流局局長に、その契約の締結に関する事務が委任されている。

しかし、市は、上記委託に関する決裁を市長決裁としている。この点、観光文化交流局によると、平成27年8月24日に前市長から受領した「指示書」に「全責任は私が取る」との記載があり（前1(3)参照）、また天守閣整備事業に関する特に重要な案件については、市長の判断を仰ぐため、市長決裁としているとのことであった。

(3) 企画競争による契約の相手方選定の当時のルール

昇降技術の公募審査に係った観光文化交流局契約審査会（以下「審査会」という）は、観光文化交流局契約審査会設置要領（令和4年4月1日施行。以下「審査会設置要領」という）第1条によれば、「名古屋市契約事務手続要綱（17財監第66号。以下「手続要綱」という。）第79条第1項の規定に基づき、観光文化交流局所管の入札、せり売り及び随意契約（以下「入札等」という。）の手続の公正性の確保を図るため、観光文化交流局契約審査会（以下「審査会」という。）を設置する」とされ、市の職員のみを構成員として観光文化交流局が設置した組織である。審査会設置要領第4条第1項本文には、「入札等に関し手続要綱第80条に定められた事項（以下「審議事項」

という。)について決定しようとする場合は、審査会に付議し、その審議結果を尊重しなければならない」と規定されている。

そして、手続要綱第80条は、「契約審査会は、局区等の長が予定価格等の基準によりあらかじめ定める入札等について、次に掲げる事項を審議する」とし、その第4号は「入札参加者の指名及び契約の相手方の選定に関する事項」を掲げている。

また、企画競争により契約の相手方を選定する手続については、名古屋市企画競争実施ガイドライン(令和4年9月16日改正以前のもの。以下「旧ガイドライン」という)が規律していた。これによると、契約の相手方を選定する手法として、企画競争を実施することができるか否かを、審査会にて審議することとしている(旧ガイドライン7(1)①)。つまり、審査会は、高度な知識、専門的な技術又は豊かな経験を必要とするときと、企画内容、創造性等を評価して、契約の相手方を決める必要があるときのいずれかに該当し、企画競争を実施することが可能かどうか、およびその実施方法に関するものを審議し、提案者間の順位付けの方法を審議するが、提案者間の順位付け自体は審査会では行わない。

企画競争による契約の相手方の選定については、旧ガイドライン6(3)に規定があり、「評価委員の意見を聴き、提案者に順位を付し、契約候補者を決定する。」こととされていた。提案者間の順位付け及び契約候補者の決定を誰が行うかは明確にされていない。

また、「学識経験者を含む評価委員から意見を聴く際に、議事手続を定めるなど、合議体として運用する必要がある場合は、地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関として条例により設置する。」とされていた(旧ガイドライン5(2)⑤)。

名古屋城木造天守昇降技術開発業務の契約候補者の選定にあたっては、合議によらず、評価委員から意見を聴き、提案者に順位を付し、市長の決裁により、最優秀者が選定された。

(4) 企画競争による契約の相手方選定の現在のルール

なお、現在の企画競争により契約の相手方を選定する手続については、名古屋市企画競争実施ガイドライン(令和6年3月15日改正後のもの。以下「現ガイドライン」という)が規律している。現ガイドライン第14条第2号の規定により、契約の相手方を選定する手法として、企画競争を実施することができるか否かを、審査会にて審議することとしている。つまり、審査会は企画競争を実施できる場合の要件である現ガイドライン第4条第3項第1号又は2号該当性や、提案者間の順位付けの方法を審議する組織であり、その審議結果は尊重されなければならないが、提案者間の順位付け自体は審査会では行わない。

なお、現ガイドライン第2条第6号では、市長又は名古屋市契約事務委任規則により契約事務の委任を受けた者がある場合はその者を総称して、「市長等」としている。

名古屋市企画競争実施ガイドライン

第4条 市長等は、契約方法の選定にあたっては、一般競争入札を優先して検討しなければならない。

2 前項の選定にあたり、契約の性質又は目的から価格のみに基づく一般競争入札により契約の相手方を選定し難い場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10の2第1項に定める総合評価落札方式の実施を検討するものとする。

3 市長等は、前2項の方式により難い場合において、次に定める要件のいずれかに該当するときに限り、企画競争を実施することができる。

- (1) 高度な知識又は専門的な技術を必要とし、本市において仕様を定めることが困難であるとき。
- (2) 新規性又は創造性を求めることが必要不可欠であり、本市が定める仕様では事業の目的が達成できないとき。

4 市長等は、前3項の契約方法の選定のため、複数の者に対して、情報収集及び調査を行うよう努めるものとする。

5 前項の情報収集及び調査にあたっては、公正性の確保及び情報の適切な取扱いに留意しなければならない。

第14条 市長等は、企画競争の実施にあたっては、次の事項について、契約審査会の議を経なければならない。

- (1) 自治令第167条の2第1項第2号に定める随意契約を行うことの可否
- (2) 第4条第3項に定める要件への適合
- (3) 特例政令の適用の有無
- (4) 参加資格、当該参加資格の必要性及び妥当性（公募型により実施する場合に限る。）
- (5) 指名基準、当該指名基準の妥当性及び指名業者（指名型により実施する場合に限る。）
- (6) 評価委員の選任に関する事項
- (7) 評価基準に関する事項
- (8) その他必要な事項

企画競争による契約の相手方の選定については、現ガイドライン第23条第1項に規定があり、契約候補者の決定は、評価に基づき市長等が行うものであり、その評価には評価委員又は評価委員会がこれに当たるとされている。そのうち評価委員が評価に当たる場合については、評価項目のうち市内本店事業者への評価点など客観的に評価すべき評価項目以外の項目について、提案者の能力及び提案内容に係る評価を行い、評価点を算出し（現ガイドライン第22条第1項）、市長等は、評価委員による評価点の

算出後、評価項目のうち市内本店事業者への評価点など客観的に評価すべき評価項目について、評価点を算出するものとされている（同条第2項）。

名古屋市企画競争実施ガイドライン

第22条 評価委員は、評価項目のうち市内本店事業者への評価点など客観的に評価すべき評価項目以外の項目について、提案者の能力及び提案内容に係る評価を行い、評価点を算出するものとする。

2 市長等は、前項における評価点の算出後、評価項目のうち市内本店事業者への評価点など客観的に評価すべき評価項目について、評価点を算出するものとする。

第23条第1項

市長等は、前条第1項及び第2項において算出した評価点の合計に基づき提案者に順位を付し、契約候補者を決定するものとする。ただし、附属機関として条例により評価委員会を設置した場合は、当該評価委員会の答申に基づき契約候補者を決定するものとする。

評価委員は、現ガイドライン第9条第1項により市長等が選任する個々の委員であり、合議によらず評価する場合には、評価委員会を附属機関として設置する必要はなく、評価委員が合議により提案者の能力及び提案内容に係る評価を行う場合は、附属機関として条例により評価委員会を設置しなければならない（同第9条第5項）。

(5) 公募結果に対する尊重義務の存否

評価員による審査の結果（令和4年11月24日、以下「公募結果」という）、評価点の最も高かった者を、最優秀者として決定する市長決裁（同年12月2日）を経て、市は、最優秀者を最優先の契約交渉相手と認識することになる。ただしこれは、市の内部的な単独行為であり、市と最優秀者との間で何らかの法律関係が成立する行為ではない。

最優秀者との関係で市に権利義務が生ずるのは、名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約締結（令和5年10月31日）以降である。

前述のとおり、審査会設置要領第4条第1項本文には、「入札等に関し手続要綱第80条に定められた事項（以下「審議事項」という。）について決定しようとする場合は、審査会に付議し、その審議結果を尊重しなければならない」と規定されている。

手続要綱第81条は、「市長等は、契約事務の執行に関し自己の権限に属する事項を決定しようとする場合において、あらかじめ契約審査会で審議されたときは、その審議結果を尊重しなければならない」と規定している。

一方、現ガイドライン第23条第1項では、「市長等は、前条第1項及び第2項において算出した評価点の合計に基づき提案者に順位を付し、契約候補者を決定するものとする」と規定されており、個々の評価委員が算定した評価点の合算により順位付けした結果を、市長決裁する際又は選定された契約候補者と契約を締結するにあたって、市

長がこれを尊重しないような事態は、想定されていない。旧ガイドラインにおいては、前述のとおり、「評価委員の意見を聴き、提案者に順位を付し、契約候補者を決定する。」とされているのみであるので、前市長がこれを尊重しないような事態は、尚更想定されていなかった。

第5 事実認定と評価に先立ち

1 調査方法等

第1記載のとおり、本調査は、最終報告において、市長レクや副市長レクの場合での前市長や前副市長からの発言をパワーハラスメントと受け止めていた職員がいたことが明らかになったことから、実施されたものである。そして、第1、第4及び後述第6記載のとおり、それらの発言は、主には、名古屋城天守閣整備事業の一環として、令和4年4月より実施された名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募において審査の結果が出された以降に行われた市長レク及び副市長レクその他市長及び副市長に対する名古屋城職員の説明等の場（以下「市長レクないし副市長レクの場合等」という）において発生したものと考えられた。そこで、本調査委員会においては、市長レクないし副市長レクに出席した職員らその他（以下「調査対象者」という）に対するヒアリング等の調査を実施した。

なお、本調査委員会は、本調査は前市長と前副市長という名古屋市のトップを対象とする調査である上、ハラスメントの有無と評価も調査対象としており、さらに、本件事案発生の原因ないし遠因となった事象が現れた事業が継続中であるなどの事情からすると、調査対象者が不利な扱いを受け、又は将来において不利な影響があると懸念して情報提供を控えることを回避するため、調査対象者の固有名詞等は、報告書作成に当たって可能な限り秘匿することとした。

2 事実認定にあたって

本件事案においては、対象の言動が市長レクないし副市長レクの場合等で行われており、前市長及び前副市長の発言や行動に関する録音や録画等はされておらず、客観的証拠は存在しない。そこで、前1記載のとおり、調査対象者への直接ヒアリングを行って得られた供述を事実認定のための主な証拠とした。但し、前市長については、ヒアリングを実施することができなかつたため、書面による回答を得て、その内容についてさらに調査対象者にヒアリングを実施するという過程を経た。

しかしながら、前市長及び前副市長の言動は、いずれも同種の事業に係る多数回に亘る市長レクないし副市長レクの場合等で行われているものであることから、その言動の有無、言動の日時や場所などにつき調査対象者の詳細な記憶の喚起が困難であること、また、前述のとおり客観的証拠が不十分であることなどから、日時や場所、言動に至るまでの経緯、言動の内容などの詳細について、正確な事実認定をすることが困難な部分もあった。

かかる状況であったものの、第6以下に記載するとおり、本調査委員会においては、調査対象者の供述を対照し、また、レクが行われた場所の実地調査やレクの様子を再現しながら集団ヒアリングを行うなどの工夫を重ね、できる限り共通する記憶を喚起し、事実認定の資料とするよう努めた上、さらにはヒアリング中に現れた事実を確認するために市の公式サイトや名古屋市議会会議録・委員会記録検索システム等を確認し、関係部署に照会して資料を入手するなどし、それらを参照しながら事実認定を進めた。

その結果として、一定の事実を認定することが可能となった他、調査対象者に対するヒアリング等の調査をする過程で、最終報告で明らかになった言動の場面の外にも、パワーハラスメントに該当する可能性がある言動があることが判明した。

3 パワーハラスメントに該当する可能性がある言動

本調査の過程で問題となった言動の概要は、以下のとおりである。

(1) 前市長による言動

- ① 公募結果を尊重しない言動
- ② 「切腹」という発言
- ③ 市民討論会前のアンケート項目の変更指示
- ④ 市民討論会のパワーポイント資料の変更指示
- ⑤ 「かわってもらわないかん」等の発言
- ⑥ 「今から文化庁に電話して確認するぞ」等の発言
- ⑦ 意思疎通が困難あるいは円滑でない時期があったこと

(2) 前副市長による言動

- ① 公募結果を尊重しない言動
- ② 前市長を説得するよう命じるかのような発言
- ③ 2年というスケジュール提案を拒否したこと
- ④ 意思疎通が困難あるいは円滑でない時期があったこと

4 これら言動に至る原因

本件事案に至る経緯は、概ね第4及び後述第6に記載のとおりである。

そして、第6でも後述するとおり、特に本件事案の主な原因ないし遠因であり、きっかけとなった事象は、名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募審査の結果、評価点の最も高かった者が前市長に報告されたことであり、前市長が同報告について否定的とも捉えられる言動をしたことである。

敢えて単純化してまとめれば、前市長は、上記報告があった市長レクにおいて、(実際にはエレベーターとは異なる新技術による)昇降技術を「エレベーターだ」と発言し、その後も定例記者会見において、「1・2階までだったら、合理的配慮」と発言するなどし、「より上層階まで昇降できる技術」を実現させようとする名古屋城職員との食い違いが埋まらない状態となった。また、前市長は、その前後も、「史実に忠実な復元」に対する自身の見解に固執し、職員とその点でも食い違いが埋まることはなかった。一方、前副市長は、前市長と職員との間を調整しようとしたが、職員の中には前副市長が前市長の考え寄りになったと捉える者もいるなどし、職員との意思疎通が困難な状況が生じた。

但し、これらの食い違い等に関しては、前市長とその他の対立、前副市長とその他の対立というような単純な対立の図式があったとは必ずしも言えない。

例えば、名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の目的に関しては、最終報告には「所管副市長や職員は、市長に直接市民の声を聞いてもらい、合理的、理性的な判断をいただこうと考えた」と整理されているが、本調査委員会でのヒアリング等によると、前副市長や職員の、少なくとも全員において「合理的、理性的な判断」の解釈が統一されていたわけではなかった節もある。

また、前述のような前市長との食い違いは全ての調査対象者が認識していたが、その食い違い故に「意思疎通が困難」となったと全ての調査対象者が認識していたわけではなく、前市長との話し合いは、以前より平行線であったと認識している者もいた。しかしながら、いずれにしても意思疎通が円滑とは言えない状況にはあったと思われる。

このような状況の中でも、名古屋城職員としては、前市長に対して、必要なときには自らの立場からの説明は継続して行っていた。これは前副市長に対しても同様であり、職員は積極的に資料を作成するなどして副市長レク等に臨んでおり、一時期には意思疎通が困難となった時期はあったものの、活発な議論が行われていたと思われる状況も随所に見受けられた。

このように、本件事案が発生した背景事情には、必ずしも単純な対立の図式で表されるもののみではなく、あるいは全体を俯瞰してみたときには、関係者全員がそれぞれの認識や立場の違いがある中で、事業推進を目指して自らの職責を果たすよう努めた状況があったと捉えることもできる。

第6 外形的事実及び事実認定

1 令和4年11月25日副市長レク

第4で前述したとおり、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」に関し、評価員による審査が令和4年11月24日に実施され、株式会社MH I エアロスペースプロダクションが最優秀者とされた（公募結果）。これは、個々の評価員による評価点の算出と合算の結果による提案者の順位付けに留まり、未だ市が同社を最優秀者として選定したのではなく、同社を正式な優先的契約交渉相手とするためには、決裁が必要である。

公募結果は、同月25日の副市長レクにおいて、まず名古屋城職員から前副市長に報告され、前副市長は好意的反応であった。その後、同結果は同月29日に前市長に報告された。

2 令和4年11月29日市長レク

(1) 令和4年11月29日市長レクの概要と資料

公募結果を報告した市長レクは、同日午後4時30分ころから名古屋市役所本庁舎303会議室で行われた。同席した課長級以上の職員は、局長を含め5名であった。

同日の市長レクに、前副市長は同席していなかった。同レクの目的が公募結果を前市長に説明・報告するというものであり、前副市長に対しては、同月25日の副市長レクにおいて既に説明がされていたことが理由であると思われる。

但し、市長レクに臨むにあたっては、職員の中には、従前の前市長の言動からすると、「観光文化交流局が取りまとめた「名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について」（以下「総括」という）には、最優秀者の提案技術とは違った技術が公募により提案されることを期待していたと受け取られる記載もあり）、最優秀提案技術は従前のエレベーターとは異なるものの、前市長は納得しない、あるいは不満を述べるなどの反応をするものと予想していた者もいた。

提示された資料は、末尾資料02であり、平面図・断面図（1枚目）、小天守北立面図（2枚目）、大天守小天守の図（赤線:昇降技術の公募において選定した最優秀者の提案技術（垂直昇降装置）により、バリアフリー対応、橙線:竹中工務店の施工（スロープ）によるバリアフリー対応などの説明があるもの）（3枚目）、障害者団体連絡会（12団体）の提案技術と地上からのバリアフリーに関するご意見（4枚目）、経済水道委員会説明資料（5から16枚目）、そして最後に、技術概要（様式3-2）（17枚目）（以下17枚目の図を「技術概要（様式3-2）」という）が綴られていた。

経済水道委員会説明資料には、最優秀者の提案内容「提案技術の主な内容」として、

- 「・1階毎に昇降する設備を各階に設置
- ・大天守内部の昇降が可能な垂直昇降設備
- ・復元する木造天守の、地震時等に通常の建築物より大きく揺れるという課題に対応可能

- ・車椅子利用者1名と介助者1名、もしくは非車椅子利用者4名の搭乗が可能
- ・船舶等への導入実績のある垂直昇降設備をベースに開発し、柱・梁の間に収まる大きさにダウンサイジング」

という文書による説明のほか、車椅子利用者と非車椅子利用者がそれぞれ搭乗した場合の搭乗イメージが図示されていた。

(2) 公募結果に対する前市長の反応（認定した事実）

前市長は、資料（前市長の主張からすると、いずれの資料かは不明ではあるが、末尾資料02の末尾添付の技術概要（様式3-2）の図面と記憶する職員が多い）を見て、「（これは）エレベーターだ」との趣旨の発言をした。その発言は特別大声ではなく、特定の職員に向けたものではなかったが、職員によっては、前市長は怒（いか）っていると感じた者もいた。

この前市長の発言に対して、名古屋城職員は、エレベーターではなくて、公募で選ばれた新技術（ニューテクノロジー）であることなどを説明した。しかし、前市長は、「エレベーターだ」との発言を変えず、「（天守に）付けても1階、2階（あるいは3階）くらいまでだ」との発言もした。名古屋城職員の説明に対して「市長は聞く耳を持たなかった」という印象の職員もおり、また、「新技術である」と説明する職員と「エレベーターだ」とする前市長とが言い合う場面もあったようであるが、公募結果の説明自体は全て終了した。但し、当日には公募結果とは別の説明（金シャチ）の予定もしていたが、公募結果の説明だけで予定時間（20分から30分程度）が終了し、別の説明はできなかった。

これら前市長の発言については、公募という方式を採用したこと自体を否定する趣旨と捉えた職員もあったようであるが、概ね調査対象者は付加設備の方針や公募という方式自体を否定する趣旨ではなかったとの認識であった。

(3) 前市長の認識（前市長の反論）

令和4年11月29日の市長レクのやり取りについて、前市長は書面回答で、職員を厳しく叱責したことはあるとの前提で、職員が、昇降装置がエレベーター状に5階まで一直線に伸びたイメージ図を、名古屋城内で1階から5階までのエレベーターの昇降が技術的に可能であるかの如くに示して、「文化庁も『名古屋城の5階まで昇降技術を設置しないと許可しない。』と言っている。」等と、事実と異なる説明をしたため、職員に対し、「本当か？ 今から文化庁に電話して確認するぞ。」と申し向けたところ、職員は、上記説明が内容虚偽であったことを明確に認めたので、職員を厳しく叱責したものであると主張した。

(4) 調査対象者の認識（前市長の反論についての検証結果）

そこで、調査対象者に改めてヒアリング調査を実施したところ、前市長が書面回答に記載するような、職員の事実と異なる説明や、これを叱責する等のやり取りを記憶している職員は認められなかった。また、昇降装置がエレベーター状に5階まで一直線に伸

びたイメージ図について観光文化交流局に対して調査したが、そのような図面は作成していないとの回答であった。

ただし、調査対象者の中には、前市長が「本当か？ 今から文化庁に電話して確認するぞ。」と発言した記憶がある職員はいたが、令和4年11月29日の市長レクにおいてではなく、階段を付加する必要があることを説明した際の発言であるとのことであった。時期的には、令和4年11月29日市長レクからさらに1年程後のことであり、大天守の安全な避難経路確保のために1階～4階の2方向避難を確保するべく、3階から4階への階段を1ヶ所付加することが計画されたが（基本計画書（案）図－8.1.10参照）、職員が前市長にその必要性を説明した際に、階段の付加に対して疑問を呈した前市長が「本当か？ 今から文化庁に電話して確認するぞ」あるいは「国交省に聞くぞ」と発言したとのことであった。

また、一部の職員は、この機会以外にも、「文化庁に電話して確認するぞ」と前市長から複数回言われた記憶があるとのことであり、そのような発言こそハラスメントであると受け止めた職員もいた。

3 令和4年11月29日市長レク後から経済水道委員会所管事務調査まで

(1) 前市長に対する説明（説得）

同日の市長レク後、同年12月5日（月）には経済水道委員会開催の予定があったため、公募結果を説明するために、同月2日（金）までには公募結果について市長決裁を経る必要があった。しかし、前副市長及び名古屋城職員は、市長レク時の前市長の発言からして、決裁をとることは困難と予想したため、11月29日の市長レク後から市長決裁を経る12月2日までの間、レク以外の場面でも、前市長に対する説明（説得）を繰り返した。

(2) 経済水道委員会所管事務調査（令和4年12月5日）

令和4年12月5日、経済水道委員会所管事務調査において、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の結果が説明されるとともに、担当主幹は「できる限り上層階まで目指していきたい」と、また観光文化交流局長は、名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の結果について「大きな課題でありますバリアフリー、こちらにつきましては障害者、高齢者等の参画の下、御理解を得ながら、まずは公募によりまして天守閣に導入できることが可能となる昇降技術を選定することができました」と説明するとともに、木造天守整備基本計画を、令和5年3月31日を目標に取りまとめる旨を答弁した。

(3) 前市長定例記者会見（上記同日）

市の公式サイトによると、同日午前10時30分の定例記者会見で、前市長は次のように発言した。

「何か昇降機であってエレベーターではにやあと云つとる人もいますけど。ほんと
きやあ、それいって。問題は受け取るほうの認識ですから、これ。ええ。だで、エレベ
ーターと言われようが。エレベーターをつけないというんだけど、今言った、まあ、そ
の、妥協言うと怒られるか分らんけど。一定のその、まあ、法律的に言くと、合理的
配慮というんですけど、合理的配慮をせないかんの、まあ、あのを、1・2階までだ
ったら、まあ、合理的配慮と十分言えるのではないかと、まあ、そんな感じですね。」

(4) 経済水道委員会所管事務調査（翌6日）

翌6日に開催された同委員会において、観光文化交流局長は、改めて次のとおり答弁
した。

「市長の発言でございますが、市長の、史実に忠実な復元への強い思い、それが表れ
たものと考えております。現時点では、昨日の委員会で私どもから御答弁させていただ
きました、何階まで設置するということが決定しているわけではなく、最優秀者を決定
したという、そういった段階でございまして、その提案は、より上層階を目指すもの
となっております。今後、様々な課題を考慮しながら、実用化に向けた技術開発を進めて
いくとともに、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立の観点でも、有識者や関係団体
などから御意見を頂戴してまいりたいと存じます。議会の皆様に御心配をおかけして
しまい、誠に申し訳ございませんでした。」

4 前市長の「切腹」発言

(1) 切腹発言の開始時期

前市長は、名古屋城天守閣整備事業が始まった後、遅くとも平成31年4月ころ以降、
「切腹」との言葉の使用を始めた。平成31年の訓示のような職員に向けた挨拶で、「名
古屋城をしっかりと進めていく。できなければ切腹だ」との趣旨の発言をし（第4の1(4)）、
その後も、市外部からの来客時などに、「(天守閣が)復元できなかつたら切腹だ」との
趣旨の発言を複数回繰り返していたと記憶する職員がいた。

(2) 名古屋城職員に対する切腹発言

調査対象者の中には、「一度も聞いたことがない」と供述する者もいたが、ほとん
どの者は、1回あるいは複数回、「切腹」という発言を聞いたことがあった。

その時期等を特定することは困難であるが、令和4年12月ころから令和5年9月
ころまでの間、市長レクの場合その他において、職員らの面前で複数回あったようである。

前市長の書面回答によると、前市長自身も、市長レクの場合において、参加者の奮起を
促す趣旨で、前市長個人の政治家としての覚悟を強調する趣旨で、「切腹(する程度)」
という言葉を使った可能性を否定していない。また、名古屋城天守閣整備事業のQAの
作成時に、「名古屋城木造天守を完成させるために強い意思で臨んでいく」という趣旨
で、「必要な木造100億円は予算議決執行済、なおかつ、すでに伐採され乾燥中。そ
こまで進めているにもかかわらず名古屋城木造が出来ないのであれば、市民にとって

許されることではなく、先ず、本人が切腹、関係者みんな切腹」という発言をしたことは認めている。

(3) 令和4年11月29日市長レクにおける切腹発言が認められないこと

なお、令和4年11月29日の市長レクで、公募結果を前市長に初めて報告した際に、前市長が「切腹」と発言したと述べる職員がいた。しかし、調査対象者に対するヒアリング調査の結果、この市長レクでは「切腹」との発言は認められなかった。

5 令和4年末の前副市長のメッセージ

令和4年12月30日ころ、前副市長から概要として、基本計画の段階では公募結果である技術提案を導入しないが、同時に最優秀者による昇降機の技術開発は継続し、後日バリアフリー対策するという案を名古屋城職員と議論したいとのショートメッセージを個人所有の携帯電話により受け取った職員がいた。

前副市長の意図は、公募結果が出てこれに従って事業を進められると思われた矢先に、前市長が頑強な姿勢に出て名古屋城職員に苦勞を掛けていることは理解しつつも、前市長は否定すればするほど頑固になり譲らない人物であることから、名古屋城職員としてもある程度の妥協が必要であるとの思いを込めて、折衷案を提案する趣旨であった。

これに対して受け取った職員は、同日、概要として、一職員としては何も言えない、市民の意見も様々であり市民や障害者団体の分裂も懸念されることから新年に改めて議論をしたいとのショートメッセージを返信した。

返信した職員としては、前副市長のショートメッセージが、バリアフリー対策しないという趣旨であれば賛同できないということを遠回しに伝えたつもりであったとのことであるが、前副市長の受け取り方は違っていた。

前副市長はこの返信により、前市長と名古屋城職員との考え方の食い違いが、職員の手には負えない問題となっており、副市長である自分が先頭に立って、前市長とやり合わなければこの問題は解決できない状況に至っているものと捉えた。

6 前副市長による「俺のメールを無視するのか」発言

令和5年1月10日又は11日の副市長レク場で、前副市長が職員に対して「俺のメールを無視しとるのか」という趣旨の発言を記憶している職員がいた。そこで、調査対象者にこのような前副市長の発言についてヒアリング調査したが、ほかにはこのような前副市長の発言を記憶している職員はいなかった。実際にも、前副市長からショートメッセージを受信した職員は返信しており、無視した事実そのものが認められなかった。

前副市長によるこのショートメッセージをきっかけに、「前副市長は前市長寄りになった」「前市長の意向に沿った」という感想を抱く者が出て、このことが令和5年1月11日の副市長レクでのやり取りに繋がった。

7 令和5年1月11日副市長レク

(1) 同月10日副市長レク資料

前副市長による年末のショートメッセージ後、令和5年1月10日副市長レク資料として「バリアフリー対応を実施しないことによる想定リスク」を説明する文書が準備された（末尾資料03）。

そこには、法的な影響として次のような記載がされていた。

「歴史的建造物の再現であることから史実通りに建てる」という考えと、「現代に再現する以上は現代の法体制に従って差別が起こらないように可能なかぎりバリアフリーとすべき」との考えのどちらの主張が認められるか、裁判をやってみないとわからない（裁判官の心証次第：〇〇弁護士より）。」「史実通りの階段を使って昇降できない人（とくに障害者）を排除することになるため、すでに日弁連から指摘されているように、差別を助長すると捉えられ、人権侵害で訴えられる可能性が大きい。」

また、社会的な影響として次のような記載がなされた。

「すでに昇降技術の公募を実施し最優秀者を選定した状況を白紙に戻すこととなる。公募実施の意味がなくなるため、バリアフリー対応のために執行した費用の返還請求を受ける可能性が大きい。仮に2階までの設置と限定すると、公募条件と異なるため、市の姿勢として社会的不信感を招く。」「最優秀者からの信頼を失い、今後、この企業からの協力を二度と得られない。さらにこの状況を見た他の事業者からの協力も難しくなる。」「最優秀者の技術を一定程度理解している障害者団体との関係悪化は避けられず、今までのような意見交換や相談ができなくなる。」「令和3年6月の文化庁からの指導・助言にて、解体と復元を一体とした全体計画には、バリアフリー対応も含まれるとされている中、障害者団体からの理解を得る見込みがなくなり、文化庁が求める地元の合意がとれる計画は不可能となる。木造復元が実現できなくなる。」「木造復元ができなくなってしまう状況になれば、天守閣整備に費やしたそれまでに執行した費用について損害賠償請求が想定される。」「現段階では、仮に先行して史資料通りに再現した後にバリアフリー対応を実施する場合、その理由を説明できない。」「なぜ、この段階で方針を変えるのか、同じ市長個人のそのときの意見によって、市の方針が変わるのか。行政判断として問題ではないのか、もし変えるのであれば、事業開始当初にこの議論はどうなっていたのか等を説明する必要がある。このような市の姿勢、進め方に一般市民からの理解が得られるか。」

(2) 翌11日副市長レクにおける前副市長の「お前が市長を説得してこい」発言

翌11日の副市長レクにおいては、名古屋城職員が「険悪な雰囲気」「ヒートアップ」「ピリピリ」と感じるような、前副市長と職員のやり取りがあった。

同日、副市長室で副市長レクが行われ、局長含め課長級以上では5名の職員が参加した。

前副市長は、年末にメッセージしたアイデアを改めて提案し、名古屋城職員と協議した。

これに対して名古屋城職員は、前年中は名古屋城職員と同様、技術開発により可能な限り上層階までバリアフリー対策するべきという立場に立っていた前副市長が、休暇を経て前市長同様の立場にスタンスを変えたと受け取った。職員によっては、基本設計の段階から大天守閣にどのような設備を設置するかを計画しておかなければ、完成後にバリアフリー対策しようとしても構造計算を一から再度実施する必要があり、前副市長提案の解決策を一度完成した木造天守閣に対して施そうとしても、技術的に不可能であると反論する職員もいた。

しかし、前副市長は、前日の副市長レク資料のような「バリアフリー対応を実施しないことによる想定リスク」を説得材料にして前市長を説得しようとしても、そのようなリスクを乗り越えてでも、前市長は公募結果を否定しかねない危機感を感じていた。そのために、前副市長としては前市長が公募結果を全面否定するような事態に至らないよう、ショートメッセージしたとおり前副市長なりの折衷案を同日の副市長レクでも提案した。しかし、名古屋城職員は、最初からバリアフリー対策を検討する必要があり、前副市長が提唱する折衷案にすら想定されるリスクがあることなどを主張し、両者の主張は膠着した。

そのとき、前副市長は職員に対して、やや感情がこもった大きめの声で、「じゃあ、お前が市長のところに行って説得してこい」という趣旨の発言をした。このように言われた職員は「私が辞すればいいんですか」という趣旨の発言で応答した。

このように一瞬緊張感が高まったため、上司がその場をなだめる発言をし、その場は落ち着いた。

8 令和5年1月19日副市長レク

(1) 令和5年1月19日副市長レク資料

令和5年1月19日の副市長レクには、職員作成の、「木造天守バリアフリーの今後の検討について」と題する見開き一枚の資料（末尾資料04）が提示された。

この資料は、「市長の「公募で選定した昇降機の設置は1、2階まで」との発言に対する対応」との見出しで始まり、「市長発言」と「付加設備の方針」に差異が発生し、バリアフリーの在り方について、あらためて検討するため、現段階（当時）での課題を整理したものであった。

平成30年5月30日に付加設備の方針を公表したこと、令和4年12月の公募の結果公表後、選定した昇降装置の設置を容認する意見と反対する意見が寄せられていること、これらの意見をしっかりと検証し、公募で最優秀者を選定した現状を踏まえ「付加設備の方針」を見直すことなく対応する必要があること、史実に基づいた復元の「真

実性」と、特別史跡の本質的価値を来訪者が体感・理解できる「活用性」を両立する必要があることなどが現段階（当時）での課題として整理されていた。

そして、今後、議会での説明、公開での市民との対話、有識者会議での議論、関係団体（障害者団体、高齢者団体等）との調整、議会への報告と了承、木造天守のバリアフリーの方針を策定し整備基本計画に反映、文化庁への提出といった進め方を念頭におくと、市民との対話のための方策の検討からバリアフリーの方針の検討までに約2年程度必要となるため、バリアフリーの方針の策定および整備基本計画の文化庁への提出は当時の市長（前市長）の任期後となるとの想定が記されていた。

(2) 副市長レクにおける職員らの申入れと前副市長の「そんなものは駄目だ」発言

同日の副市長レク資料を作成した名古屋城職員の意図としては、公募の経過及び結果と前市長の見解の差を埋めるためには、議会説明、市民対話、有識者会議の議論、関係団体と調整、議会への報告と了解、基本計画確定、文化庁へ提出という手順が改めて必要となり、そのために要する時間はさらに2年程度という趣旨を伝えるものである。

そして、名古屋城職員は、前副市長に対して、スケジュールを2年程度先延ばしすることを提案した。これに対し、前副市長は名古屋城職員に対して、「そんなものは駄目だ」という趣旨の断固とした発言で強く否定した。令和5年3月31日までには基本計画を取りまとめ、令和5年8月には文化庁に提出するスケジュールを前副市長は念頭においており、そのようなスケジュールを遵守するためには、さらに2年間も時間をかけることはできないという強い反応であった。

(3) 前副市長の認識

この点、前副市長は、さらに2年程度かかると名古屋城職員から言われたことも、これを拒否したことも記憶していないとのことである。ただし、前副市長としては、名古屋城職員から2年程度かかると言われたとしても、それは駄目であると回答したはずであるとのことであった。令和5年3月31日までには基本計画を取りまとめ、令和5年夏から秋ごろには文化庁に提出するというスケジュール感は、市会において答弁しており、議会との約束は簡単に変更できるものではないとの認識であった。年あたり1億円を要する木材の保管費用のことも念頭にあった。

また、この時点で前副市長は、市民の意見を直接聴取する場を設定することについても、そのような時間的余裕はないという理由から否定的であった。

(4) 市民の意見を聴取する方向への転換

このような出来事もあり、同年1月下旬から2月上旬にかけて、前副市長と名古屋城職員の間、意思疎通が困難な時期が生じた。

2月上旬ころ、前副市長はスケジュールについては譲歩しないまでも、スケジュールを変更しない形であれば市民の意見を聴く方向で職員に譲歩し、上下水道局の事例について調査するよう指示をした。指示された職員は、同年2月13日に上下水道局に出

向き、ほぼ同時期に開催を企画していた市民から意見を聴取する会について聴き取りを行った。

9 令和5年3月7日前副市長の市会での答弁

(1) 答弁内容

令和5年3月7日前副市長のバリアフリー対応に関する市会答弁は、名古屋市会議録・委員会記録検索システムによると、以下に抜粋するとおりであった。

「初めに、文化庁の現状変更許可を得るため、現在取りまとめ中の基本計画の内容についてでございます。

(略)

次に、バリアフリーにおきましては、昇降技術に関する公募を実施し、昨年の12月に最優秀者を選定いたしました。公募結果の公表後、市長や私のところには、直接多数の市民から、多くの史資料が残っているため、木造復元するなら史実に忠実に復元し、将来の国宝を目指すべきという昇降技術の設置に反対する意見が寄せられる一方、市民の声の窓口には、容認する意見も届いております。

歴史的建造物の復元とバリアフリーをめぐる問題は、私が調べたところ、国において具体的な方針までは示されておらず、本市で判断するものとなっているところでございます。

このようなことから、可能な限り史実に忠実な木造復元に最大限の意を用いつつ、バリアフリーの考え方といたしましては、地上から小天守を経て、大天守地階まではスロープを設置の上、公募の最低要求水準である大天守1階への昇降は確保したいと考えております。その上で、どうしたらより上層階へのバリアフリー対応が可能か、今後の昇降技術開発の動向等を踏まえて、引き続きしっかり検討してまいりたいと考えております。

また、令和5年度には、城内の見どころをバリアフリー化した園路でつなぐ園路改修計画の策定に着手し、障害のある方もない方も、全ての来訪者がより快適に特別史跡名古屋城跡に親しんでいただけるよう、名古屋城全体のバリアフリー化に取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

いずれにいたしましても、大変難しい問題でございますので、木造復元のバリアフリーに関しましては、いま一度、市民意見を聴取する機会を設けて、市民の御意見をお伺いしたいと考えており、その結果も踏まえて、最終的には市長の判断を仰いでまいりたいと考えております。

次に、基本計画の取りまとめに向けましては、3月下旬の特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議に基本計画案を示していきたいと考えているところでございます。

(略)

いまだ、バリアフリーをはじめ、様々な課題はございますが、市民の皆様、世界中の観光客の皆様喜んでいただくため、木造天守の復元が一日でも早く実現するよう、私の存在意義をかけ、自分の仕事の集大成とする気概を持って、職員と共に全力で取り組んでまいり所存でございます。

以上でございます。」

(2) 市民意見を聴取する目的

公募審査後、改めて市民意見を聴取する場を設ける方向性は、この市会答弁で初めて公にされた。ただし、この時点では、市民意見を聴取した上でどのように進めていくのか、前市長が主張する、昇降技術はつけても1階、2階までとするのか、技術開発に応じてさらに上層階を目指すのかについては、定まっていなかった。

バリアフリー対策しないという選択肢については、前副市長の折衷案も含めて検討対象になっていたとは認められない。市民の意見を聴取して、その意見を踏まえて基本計画案を確定することが目的であった。

10 アンケート

(1) 令和5年3月30日市長レク資料

同年4月19日から翌5月8日にかけて、名古屋城バリアフリーに関するアンケートが実施された。

同年3月30日の市長レク資料には、「名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い」の案が含まれていた。案内文は次の通りであった。

「日ごろは、市政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

名古屋城天守閣の整備におきましては、天守を木造復元する意義として、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の向上とその理解の促進および魅力の向上を掲げており、「金城温古録」、「ガラス乾板写真」、「昭和実測図」など先人たちが残してくれた豊富な史資料に基づき木造復元を進めています。調査研究に基づく「史実に忠実な復元」に最大限配慮しながら、バリアフリーへの対応をどうするかが課題となっていました。昨年度、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、最優秀者を決定したところです。

今回のアンケートは、復元する木造天守に最優秀者の昇降技術をどこまで設置するのか、また、名古屋城全体のバリアフリーに関して、市民のみなさまのご意見を頂戴し、その結果を踏まえて名古屋市の方針を決めていきたいと考えております。また、希望者のみなさまを対象に市民討論会を行い、ご意見を直接お伺いしたいと考えております。

趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。」

そして、調査票問4から6の設問は、次のように記載されていた。

問4 天守が木造復元されたら最上階まで登りたいと思いますか。(1つに○)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1 ぜひ登りたい | 2 どちらかといえば登りたい |
| 3 どちらかといえば登りたいと思わない | 4 登りたいと思わない |
| 5 (身体的理由などで) 登れない | |

問5 復元する木造天守の内部に公募により選定した最優秀者の昇降技術を設置することについてどう思いますか。(略)(1つに○)

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 設置することに賛成 | 2 設置することに反対 |
| 3 どちらでもない | |

問6 問5で1(設置することに賛成)と回答した人におうかがいします。公募により選定された最優秀者の昇降技術について、復元する木造天守の何階まで設置することがよいとお考えですか。(略)(1つに○)

- | | |
|--------|-------------|
| 1 1階まで | 2 2階まで |
| 3 3階まで | 4 4階まで |
| 5 5階まで | 6 わからない・その他 |

(2) 令和5年4月4日副市長レク資料

これに対し、令和5年4月4日付け副市長レク資料に含まれていた名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願いの案は、次のように変更された。

「日ごろは、市政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

名古屋市では現在、名古屋城天守閣の木造復元事業を推進しています。今から約400年前に徳川家康の命により築城された旧名古屋城天守は、城郭建築として旧国宝第1号に指定されていましたが、1945年5月14日に惜しくも空襲で焼失してしまいました。

その後、市民の皆さまのご支援のもと1959年に鉄骨鉄筋コンクリートで外観復元されましたが、本丸御殿、現存する石垣、隅櫓などとともに江戸期の本丸を再現し、特別史跡名古屋城跡の本質的価値の理解の促進と文化観光面の魅力向上を図るため、可能な限り史実に忠実に木造で建替えることとしたものです。

名古屋城は、先人たちの努力により、江戸時代の文書「金城温古録」をはじめ、戦前に記録された「ガラス乾板写真」、「昭和実測図」など豊富な史資料が残されており、焼失前の天守に忠実に復元することが可能な全国唯一の大規模城郭建築です。そこで、調査研究に基づく「史実に忠実な復元」に最大限配慮しながら、バリアフリーへの対応をどうするかが課題となっていました。昨年度、「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、最優秀者を決定したところです。

今回のアンケートは、復元する木造天守に最優秀者の昇降技術をどこまで設置するのか、また、名古屋城全体のバリアフリーに関して、市民のみなさまのご意見を頂戴し、その結果を踏まえて名古屋市の方針を決めていきたいと考えておりま

す。また、希望者のみなさまを対象に市民討論会を行い、ご意見を直接お伺いしたいと考えております。

趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。」

そして、アンケート調査票問4は、次のように記載されていた。

問4 公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。(1つに○)

- | |
|---------------------------------------------------|
| 1 設置しない(豊富な史資料を基に名古屋城天守を往時の姿に忠実に復元する) |
| 2 1階まで(名古屋城天守の史実に忠実な復元に配慮しながら、1階からの眺望を楽しめるようにする。) |
| 3 最上階まで(高齢者、障害者、小さな子ども連れの方等のため、最上階まで設置) |
| 4 わからない |
| 5 その他() |

(3) 令和5年4月4日市長レク資料

そして、同日付市長レクの資料の案内文は、冒頭に「日ごろは、市政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。本アンケートは、無作為に選ばれた市民の方に送付させていただいております。」と下線部の一文と、問4の選択肢2に「1階まで(名古屋城天守の史実に忠実な復元に配慮しながら、1階からの眺望を楽しめるようにする(公募した昇降技術の最低要求水準))」と下線部の括弧書きが挿入されたことを除けば、同日副市長レク資料と同様であった。

同月6日の副市長レク資料、市長レク資料によると、さらに微調整が施された。

(4) アンケート実施

同年4月19日から翌5月8日にかけて実施されたアンケートは、末尾資料05のとおりであった。「名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力のお願い」には、次の記載がある。

(略)、調査研究に基づく「史実に忠実な復元」に最大限配慮しながら、バリアフリーに対応するため、昨年度に「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」を実施し、最優秀者を決定したところです。 今回のアンケートは、復元する木造天守への昇降技術の設置について、市民のみなさまのご意見を頂戴し、名古屋市の方針を決めてまいりたいと考えております。また、希望者のみなさまを対象に市民討論会を行い、ご意見を直接お伺いしたいと考えております。 何卒、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、実施されたアンケート調査票問4は、次のとおりであった。

問4 公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。(1つに○)

- | | |
|---|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 設置しない（豊富な史資料を基に名古屋城天守を往時の姿に忠実に復元する） |
| 2 | 1階まで（名古屋城天守の史実に忠実な復元に配慮しながら、1階からの眺望を楽しめるようにする（公募した昇降技術の最低要求水準）） |
| 3 | 最上階（5階）まで（高齢者、障害者、小さな子ども連れの方等のため、最上階まで設置） |
| 4 | わからない |
| 5 | その他（ ） |

(5) アンケート結果

同年5月18日市長レクの資料の一部である「名古屋城バリアフリーに関するアンケート（速報）」（末尾資料06）によると、18歳以上の名古屋市に居住する5000人（外国人含む）のうち、回答したのは1448人、29.0%の回収率であった。問4「公募により選定された最優秀者の昇降技術の設置について、あなたの考え方は以下のうちどれですか。」に対する回答結果は、最上階までが684件（47.2%）、設置しないが339件（23.4%）、1階までが244件（16.9%）であった。

1.1 名古屋城バリアフリーに関する市民討論会

(1) 市民討論会の目的

令和5年3月7日の前副市長の市会答弁までには、市民意見を聴取する機会を設けることについて前副市長と名古屋城職員の間で情報共有されていた。最終報告12頁には、公募による最優秀者選定後の前市長、前副市長、名古屋城職員の状況が、次のように整理されている。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・市長は、公募で選定した昇降技術を「エレベーター」であるとして、設置そのものに否定的な見解を名古屋城総合事務所に示した。 ・所管副市長や職員は、行政として適正手続きを経た公募結果であり、市長への説得を続けたが、説得が困難な状況であった。 ・所管副市長や職員は、市長に直接市民の声を聞いてもらい、合理的、理性的な判断をいただこうと考えた。 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

要するに、最終報告では名古屋城職員の意図について、「所管前副市長や職員は、市長に直接市民の声を聞いてもらい、合理的、理性的な判断をいただこうと考えた」という一つの目的に整理されている。

しかし、本調査委員会でのヒアリング等によると、市民討論会は、市民の意見を聞いた上で前市長に判断いただくために実施していたものの、前副市長や名古屋城職員、少なくとも全員において「合理的、理性的な判断」の解釈が統一されていたわけではなかった節もある。

(2) 市民討論会での資料準備

前述のアンケート実施と併行して、名古屋城職員は市民討論会に向けて準備を進め、市長レク、副市長レクも複数回行われた。

その市長レクにおいて市民討論会での資料を検討する中で、令和5年5月24日市長レク資料のパワーポイントの案では、バリアフリー対応の昇降技術を天守内部に入れた場合のイメージを分かり易く説明するために、19枚目に「昇降技術なし」、20枚目に「昇降技術あり 周囲との違いを明確にした場合」、21枚目に「昇降技術あり 周囲と溶け込ませた場合」という3種類のイメージ図が差し込まれた(末尾資料07)。しかし、同月30日市長レク資料からは、21枚目にあった「昇降技術あり 周囲と溶け込ませた場合」のイメージ図が削除され、実際に市民討論会で使用されたパワーポイントは、末尾資料08のとおりになった。

このいきさつについては、名古屋市会会議録・委員会記録検索システムに掲載されており、前市長・前副市長から指示があったのかという趣旨の質問に対し、局長が「当日の資料、それからそのアンケートの資料ですけど、原案は我々で作りしました。ただ、発送する前、その当日を迎える前に、市長の意見を聞いて修正をしたものでございます」と説明している。

(3) 市民討論会実施

そして、末尾資料05のアンケートに同封された参加申込書を提出した市民56人のうち、36人が参加して、令和5年6月3日、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」(市民討論会)が開催された。「名古屋城木造復元 昇降技術に関する市民意見の聴取 企画書」(令和5年3月)には、開催の目的として次のとおり記載されている。市民討論会の詳細は、「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会(以下「検証委員会」という)の最終報告を参照されたい。

歴史的建造物とはいえ現代に復元する以上は、バリアフリーへの対応は必要である。バリアフリー対応は必要か否かの判断を多数決で決めるものではなく、障害者差別解消法などの法令に則った行政の対応が求められることから、アンケートによる〇×だけでなく、希望者によるミーティングも実施し、どうしたら「史実に忠実な復元とバリアフリーの両立」となるのか、いろいろな立場の市民からの意見を募り、その結果を踏まえて市の対応を決定する。

1.2 名古屋城天守閣整備事業のQ A

(1) Q Aの作成指示

同年7月下旬頃、前市長は名古屋城職員に対して名古屋城天守閣整備事業のQ A(以下「Q A」という)の作成を指示した。目的は、職員の間で、認識を統一することにあったと考えられる。そこで、名古屋城職員は、以前より様々な機会に作成してあった想定問答を取りまとめて体裁を整え、Q Aを作成することにした。

(2) 同年8月2日の市長レク資料

同年8月2日の市長レクには、以前から作成されていた図が提示された。

その図には、史跡として指定された建築物であったものの原型を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原型の再現がやむを得ないと認めたものは建築基準法適用が除外されるが（同法第3条第1項）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という）第14条の「移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準（以下「建築物移動等円滑化基準」という。）に適合させなければならない」義務は対象外となるものの、バリアフリー法第6条の「移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」義務や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）第5条の「行政機関等は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」義務、同法第7条第2項の「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」義務は対象外とならない旨の説明が、1枚に図示されたものであった。

そして、公募によりバリアフリー法第6条の「努力義務」を一定程度実現し、スロープ（第6の2(1)参照）に加えて昇降設備を設置することは、障害者差別解消法第5条の「環境の整備」に努めることにも繋がり、その上で同法第7条第2項の「合理的配慮」を行うことが簡潔に表現されている。

(3) 同年8月9日市長レク資料

同年8月9日市長レク資料とされる文書は作成されていたが、実際には同日の市長レクは前市長の海外出張のため開催されていない。その資料の「法的解釈」の項目には、以下に抜粋するQAが記載されている。

Q11 木造復元天守における建築基準法上の取り扱い

- ・建築基準法第3条第1項第4号により、建築基準法を適用しない。

Q12 建築基準法が適用除外とされた場合の木造天守のバリアフリー法上の取り扱い

- ・バリアフリー法では「特別特定建築物」は、「建築物移動等円滑化基準を満たす義務」（法14条）が生じる。
- ・木造天守に相当する規模・用途の建物だと、「特別特定建築物」（令第5条）に該当するが、建築基準法第3条第1項の規定が適用される建築物は除外される（令第4条）。

- ・木造天守は、建築基準法を適用除外とし建築をすることとしており、「特別特定建築物」ではなくなり、バリアフリー法第14条も適用されない（適合義務の除外）。
- ・建築物移動等円滑化基準に適合した設備の設置は除外されるものの、法の目的に照らした努力義務はあると解している。

Q 1 3 木造天守の障害者差別解消法上の取り扱い

- ・障害者差別解消法第7条において「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」が規定されており、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう求められている。
- ・天守閣整備事業では、その事業目的を損なわない範囲で、「環境の整備」（法第5条）を行った上で、合理的配慮を行うものと解している。
- ・バリアフリー法改正の国会付帯決議では、歴史的建造物のバリアフリー化について、高齢者、障害者等の参画の下で行われることとされた。
- ・（以下赤字）ただし、障害者差別解消法は弱者を救済することが法の趣旨であるため、障害のある人とない人で対応を変えることは、法に違反する可能性が高く、訴訟のリスクがある。

Q 1 4 木造天守における合理的配慮の内容とは

- ・内閣府のリーフレットを参照すると、「合理的配慮」について、

①行政機関等と事業者が、②その事務・事業を行うに当たり、③個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に、④その実施に伴う負担が過重でないときに、⑤社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること

とあり、合理的配慮の提供に当たり、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対処案を検討していくものと考えている。
- ・また、合理的配慮の提供については「負担が過重でないとき」とされており、その過重な負担の判断については、事業への影響の程度（事業目的を損なうか否か）を考慮するものとなっている。
- ・そのため、名古屋市では、障害者団体等との対話を重ね、昇降技術の公募を実施してきており、天守閣整備事業の目的の範囲で合理的配慮としてのバリアフリー対応を検討していく。

Q 1 5 バリアフリー法上のエレベーターを設置しないのは、障害者差別解消法上の「不当な差別的取扱い」にあたるのではないか

- ・内閣府のリーフレットを参照すると、「不当な差別的取扱い」について、「障害のない人と異なる取扱い」をすることにより障害のある人を不利に扱うことのないようにしなければならない、とあり、

①行政機関等と事業者が、②その事務・事業を行うに当たり、③障害を理由として、④障害者でない者と比較して、⑤不当な（正当の理由のない）差別的取扱いをすること

等により、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されているが、「正当な理由」がある場合には、「不当な差別的取扱い」にはならないとされている。

- ・「正当な理由」については、「事業の目的・内容・機能の維持」から不当な差別的取扱いに当たるかを判断する必要がある（以下赤字）あるが、市民アンケートの結果を見ると、市民は最上部若しくは1階まで設置を求めている、その合計は6割を超えており、バリアフリーを求める傾向が読める。史実性を重視することは、バリアフリーを実現しない「正当な理由」に当たらないと考えられる。
- ・（以下赤字）耐震ダンパーなどを付加するなど、現代工法を採用して復元する木造天守に昇降機を設置しないことは「正当な理由」に当たらない。
- ・（以下赤字）ただし、バリアフリー法上のエレベーターの設置を必ず求めるものではなく、障害者差別解消法の法的趣旨から、誰も排除されないバリアフリーとする必要がある。

○正当な理由がある場合

●障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が

①客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、

②その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。

●「正当な理由」に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、

- ・障害者、事業者、第三者の権利利益

（例：安全の確保、財産の保全、事業目的・内容・機能の維持、損害発生防止等）

- ・行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持

等の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。

●正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得るよう努めることが望まれます。

Q 2 5 市民アンケートにおいて最上階（5階）までが47.2%となった結果について

- ・市民アンケートに同封した説明資料では、木造天守事業の目的・意義や、公募により選定した昇降技術の概要について説明した上で回答をいただいたものであり、「最上階（5階）まで」が47.2%との結果は、バリアフリーに対する市民の意識が現れたものと捉えている。
- ・「最上階（5階）まで」が47.2%との市民の意見を重く受け止め、木造天守のバリアフリーについては、できるだけ多くの方が5階まで上られるよう目指していきたい。

(4) 同年8月14日市長レク資料

同年8月14日市長レク資料とされる資料も存在するが、同日も市長レクは開催されなかった。同資料のQ11、Q12、Q14は、8月9日市長レク資料とされる資料と比較して、記載の趣旨に変更はない。

Q13 木造天守の障害者差別解消法上の取り扱い

8月9日市長レク資料に赤字の箇所である「ただし、障害者差別解消法は弱者を救済することが法の趣旨であるため、障害のある人とない人で対応を変えることは、法に違反する可能性が高く、訴訟のリスクがある」との記載が削除され、以下のとおり3つ目に2行が加筆された。

「・障害者差別解消法第7条において「行政機関等における障害を理由とする差別の禁止」が規定されており、障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう求められている。

- ・天守閣整備事業では、その事業目的を損なわない範囲で、「環境の整備」（法第5条）を行った上で、合理的配慮を行うものと解している。
- ・（赤字で加筆）弱者を救済する法の趣旨に則り、障害のある人とない人で対応に差が無いように、環境の整備と合理的な配慮を実施する。
- ・バリアフリー法改正の国会付帯決議では、歴史的建造物のバリアフリー化について、高齢者、障害者等の参画の下で行われることとされた。」

Q15 バリアフリー法上のエレベーターを設置しないのは、障害者差別解消法上の「不当な差別的取扱い」にあたるのではないか

冒頭に、赤字で次の記載が加筆された。

「・バリアフリー設備は、耐震装置・付加設備などの現代工法と同列であるから、その設置を前提に、障害者差別解消法の法的趣旨を踏まえ、本事業の目的の正当性とを総合的に判断し、障害のある人とない人で異なる取扱いとならないバリアフリーを検討していく。

- ・法7条の「不当な差別的取扱い」への該当の可否は、「正当な理由」であるか（事業の目的・内容・機能の維持などから個別事案ごとに判断される）によるが、木造天守の事業目的が「正当な理由」に当たるかは、不明である。」

Q 2 5 市民アンケートにおいて最上階（5階）までが47.2%となった結果について

赤字で「今後、より詳細な事業の説明を重ねることで、市民の意識が変化していく可能性はある。」と、また、末尾に黒字で「バリアフリー技術も日進月歩なので、バリアフリー担当の市職員を引き続き設置し、技術を追求していく」と加筆された。

(5) 同年8月18日市長レク資料

同年8月18日市長レク資料は、同年8月14日市長レク資料の赤字部分が黒に変更されたほか、基本的な内容に変更はない

(6) 同年9月4日市長レク資料

同年9月4日市長レク資料ではQ 1 3が追加され、「法的解釈」の項目はQ 1 6以下に移動している。同日の市長レク資料は、末尾資料09のとおりであった。

Q 1 3 昇降技術を設置することが、将来の文化財指定の妨げになるか。

- ・現在、国宝となっている建造物の一部には、火災等による焼失・再建という経歴を有するものがあるが、これらは、あくまで再建された時代の建造物としての評価を得て指定されている。
- ・したがって、江戸期の姿に復元する名古屋城木造天守についても、将来100年～200年後における文化財指定の可能性はあり、後の時代にどのように評価されるかを現時点で判断することは困難であるが、あくまで令和の時代の世相・文化を反映した建造物として評価を受けることになると考えられる。
- ・そのため、文化庁の定める基準に基づき、木造天守の規模・構造・形式等における高い蓋然性を確保し、同時代の材料・工法を踏襲した復元建造物としての価値だけでなく、インクルーシブ（多様性を認め合う共生社会）な社会の実現を目指す時代の反映も、将来（文化財指定時）から見た令和の時代における文化的価値としての評価の要素となるものと理解しており、バリアフリー対応のための昇降設備の設置が文化財指定の妨げになるものではないと考えられる。

(参考)

- ・迎賓館赤坂離宮（M42築）は、昭和の改修（S43～S49）によりエレベーターが設置されたが、その後、国宝指定（H21.12）されている。
- ・鹿苑寺（金閣寺）舍利殿は、旧国宝指定（S4）されていたが、昭和25年に焼失し、国宝指定が解除された。その後、再建（S30）されたが、現段階で文化財指定には至っていない。

Q 1 6（元のQ 1 1）からQ 1 9（元のQ 1 4）までは、記載の趣旨に変更なし。

Q 2 0（元のQ 1 5）については、内容が変更されている。

Q 2 0（元のQ 1 5）バリアフリー法上のエレベーターを設置しないのは、障害者差別解消法上の「不当な差別的取扱い」にあたるのではないか

元のQ15における「法7条の「不当な差別的取扱い」への該当の可否は、「正当な理由」であるか（事業の目的・内容・機能の維持などから個別事案ごとに判断される）によるが、木造天守の事業目的が「正当な理由」に当たるかは、不明である。」との記載は削除された。そして、冒頭に次の記載が加筆された。

「・障害者差別解消法第7条の「不当な差別的取扱い」への該当の可否は、「正当な理由」であるか（事業の目的・内容・機能の維持などから個別事案ごとに判断される）による。

- ・世界最大級の木造建築である名古屋城天守を、外観だけでなく内部の意匠・構造を含めて往時の姿に可能な限り正確に復元することで、特別史跡としての本質的価値の理解促進を図ることを事業の目的としている。
- ・そのため、木造天守の規模・構造等について、文化庁の基準に基づき、高い蓋然性をもって復元することが重要であり、事業の目的を達成するためには、木造軸組建築の重要な要素である柱・梁等の主架構を取り除かないことが必要である。
- ・このことから、設置に必要なスペースが大きく、柱・梁を取り除く必要があるバリアフリー法に準拠した11人乗り相当のエレベーターは設置できないが、事業目的を達成するために、他の手段によるバリアフリー対応を検討していくことは「正当な理由」に当たると考えており、これまでに障害者団体との対話を重ね、昇降技術の公募を実施してきた。
- ・バリアフリー設備は、事業目的を達成するために必要な耐震装置などの付加設備の一つであることから、その設置を前提に、障害者差別解消法の法的趣旨を踏まえ、引き続き障害者との対話による理解を得ながら、障害のある人とない人で異なる取扱いとならないバリアフリーを検討していく。」

(7) 前市長の「かわってもらわないかん」発言

調査対象者に対するヒアリングの結果、令和5年8月18日のQAの作成の際と、翌9月4日のQA完成の際に、前市長が「かわってもらわないかん」と発言した事実があったと記憶している職員が多数であった。なお、前市長の発言は「やめてもらわなかん」であった可能性を完全には否定しきれなかった。

前(4)(5)のQA案の作成過程で、令和5年8月14日及び同月18日市長レク資料の上で、Q15の回答として記載されていた「(障害者差別解消)法7条の「不当な差別的取扱い」への該当の可否は、「正当な理由」であるか（事業の目的・内容・機能の維持などから個別事案ごとに判断される）によるが、木造天守の事業目的が「正当な理由」に当たるかは、不明である。」との文言について前市長は不満を述べ、「不明である」などと考える職員には「かわってもらわないかん」という趣旨の発言をした。このときは、そのような職員には「考え方をかえてもらわないかん」という趣旨であると受け止めた職員が多数であった。

前(6)記載の9月4日付け市長レク資料で、それまでのQ15はQ20に番号が変更されるとともに、同所に抜粋したように回答内容も変更されたことで、QAの作成作業が一応完了した。

そこで、前市長は総まとめをするかのように「史実に忠実な復元のあり方」について自説を改めて述べ、そのような前市長の考え方が分からない職員には、「かわってもらわないかん」と述べた。調査対象者の中には、この日の前市長の発言は、「やめてもらわなかん」であったと記憶している職員もいた。

8月18日の「考え方をかえてもらわないかん」というニュアンスとは異なり、9月4日は、職員のポジションを「かわってもらわないかん」という趣旨であると受け止めた職員が複数であった。

そして、前市長のこのような発言に対してある職員は「かえてもらえばいいです」と応答し、これに対して前副市長は「いつまでも開き直っとったらいかんぞ」と指摘し、上司は「〇〇(職員名)さんだけの責任じゃないので、変わるとしたら私も変わります」と発言したことを、多くの職員が記憶していた。

(8) 前市長の認識

前市長は初回の書面回答で、特定の職員に対し「やめてもらわなかん」「担当かわってもらわな」といった発言をしたことは否認した。一方で、仮定の話として、特定の職員から本事業に向いていないといった自己申告があり、かつ精神的に追い込まれている印象を受けるか、その上司から報告や上申があれば、配置転換したであろうとのことであった。ただし、職員幹部らに向けて、又は、複数の職員全員に向けてという趣旨であれば、名古屋城木造天守を完成させるために強い意思で臨んでいくという趣旨のもと、「担当変わってもらわな(いかん)」と述べたことは認めている。また、「やめてもらわなかん」という発言についても、「担当変わってもらわな(いかん)」という発言と同様の意味で発言したことはあったかもしれないが、「市職員の退職を求める」趣旨で発言したことは絶対になかった。

ところが2回目の書面回答では、「かわってもらわないかん」との発言をしたことを前提に、その背景には職員の事実と異なる説明の存在を示唆し、本事業は、市民からの支持を得て、既に多額の税金を投入している公共事業であって、この事業を実現することは、市政の最高責任者である市長として、緊張感をもって真摯に臨むべき重大な責務であること、関係幹部においても同様の職責があり、それに背けば、少なくとも職場の配置換えを受忍する程度の責任と覚悟が求められる旨を厳命する趣旨であったとした。

(9) 検討

前2(4)で検討したとおり、事実と異なる職員の説明があったとは認められなかった。

調査対象者の記憶と前市長の書面回答を総合すると、前市長が令和5年9月4日に、名古屋城職員に向けて「かわってもらわないかん」と発言したことは認められる。この

発言は、特定の職員に向けられたものではなく、発言内容以外の音量、表情、口調等の点は名古屋城職員の印象に残っておらず、これらを特定するには至らなかった。

1.3 名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約

令和5年10月31日、市は最優秀者との間で、名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託を締結した。名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託仕様書には、事業の目的として「本業務委託は、最優秀者から提案された垂直昇降設備を名古屋城木造天守に導入し、障害のある人もない人も共に文化財を楽しむことができるバリアフリーを実現するために、技術開発を行うもの。」と記載されている。

同契約の締結により、少なくとも市と契約相手となった最優秀者との間では、技術開発により可能な限り上層階のバリアフリーを目指すことが合意事項となった。

1.4 検証委員会

令和6年2月14日、検証委員会は「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」における差別事案に係る検証委員会による検証について（中間報告）」（以下「中間報告」という）を、同年9月18日、最終報告を提出した。

最終報告の中で、前市長や前副市長の発言をパワーハラスメントと受け止めていた職員がいたことが明らかになった。

最終報告の記載内容は、第1の2に抜粋したとおりである。

1.5 名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括について

市は、令和7年5月15日、「総括」を公表した（第6の2(1)参照）。その4頁には、「今後、「市長及び副市長のハラスメント事案に関する第三者調査委員会」による調査報告書が提出された際には、その内容に応じて適切に対応していくこととする」と記載されている。

この総括は、本事業全体について振り返り、検証や総括が終わらない限り本事業を前に進めないとする観光文化交流局長の答弁（令和5年6月15日、30日開催の経済水道委員会所管事務調査）と、検証委員会の中間報告後に開催された総務環境委員会でなされた、差別事案発生の根底について、本事業のこれまでの進め方を深く掘り下げないと、根底的なものが解決しないという委員からの指摘（令和6年2月16日開催の総務環境委員会所管事務調査）を受けて、観光文化交流局として本事業全体について振り返り、検証し、総括したものである。

その第4章原因の整理とまとめには、次のとおり取りまとめされている。

本章では、第2章において本事業全体にわたり振り返る必要があると捉えた「市が差別事案に対して適切な対応ができなかった背景・遠因等」、第3章の事象における原因分析及び過去の担当者への聞き取りで浮かび上がった職員の苦悩や葛藤を踏まえ、原因を整理する中で、原因の根幹を導き出す。

原因の整理にあたっては、「市が差別事案に対して適切な対応ができなかった背景・遠因等」、第3章の事象に対する原因の分析及び職員の苦悩や葛藤から、6つの共通の原因を導いたうえで、それらを「事業の進め方に直接関わるもの」、「事業全体に影響を与えたもの」に区分した。

2 まとめ

(1) 事業の進め方に直接関わるもの

・本事業は、市民、議会、文化庁、有識者など、様々な関係者の十分な理解を得るとともに合意形成を図りながら、丁寧に事業を進めていく必要がある。

・また、令和7年2月定例会において、特別史跡内における整備にあつては、「木造天守の復元を進めるうえで、石垣の保存対策を含めた史跡の保護、現天守閣の価値の評価、機運醸成に加え、バリアフリーとの両立が欠くべからざる要素である」との旨を市長が答弁している。

・そのような事業において、数々の事象を引き起こしたことはあつてはならないことであり、事業の進め方に直接関わるものを、本章で整理した原因の根幹と捉えている。

・次章において、「事業を進める上での基本的方針」をはじめ、「具体的な再発防止策を含む今後の進め方」を定め、二度と同様の問題や更なる問題を生じさせないように、確実に実施していく。

(2) 事業全体に影響を与えたもの

・本事業においては、特別史跡内での整備という特殊性があるにもかかわらず、関係者との十分な議論や合意形成を図った上で適切なスケジュールを設定し、状況の変化に応じて適宜見直しを図ること、職員の苦悩や葛藤を極力軽減していくことが、疎かにされていた。

・このことについては、市内部の調整不足や史跡整備の経験不足等、事業の進め方に直接関わるものとして掲げた原因に対し、適切な対応ができていれば防げたものであると捉えている。

・今後、本事業を進めるにあたっては、このような事業全体に影響を与えるものが生じないように、次章に掲げる再発防止策を確実に実施することにより、誰も経験していない大規模なプロジェクトを着実に遂行してまいりたい。

その「第5章 今後の事業推進に向けて」のうち、「2 再発防止策を含む今後の事業の進め方」には、【天守閣整備事業の推進ポリシー】として次のように記載されている。

- ① 天守閣整備事業における考え方や進め方について、個々の思いや考えで行動せず、様々な機会を捉え、議論を尽くし、市内部の認識を一致させた上で、事業を推進する
- ② 天守台石垣をはじめ石垣等遺構を確実に保全する
- ③ 文化庁の「史跡等における歴史的建造物の復元等に関する基準」に基づく木造復元とする
- ④ 障害の有無等に関係なく、誰もが外観のみならず巨大な柱や梁が構成する内部空間によって往時の天守内部を体感できるよう、可能な限り史実に忠実な復元とバリアフリーの両立を目指していく
- ⑤ 事業期間は、関係者との十分な議論や合意形成を図るなど、必要な手順を積み上げたものとし、状況の変化に応じて適切に見直すものとする
- ⑥ 観覧者等の防災上の安全を確保した整備基本計画とする
- ⑦ 天守閣整備事業に係る市民等の理解促進と機運醸成、現天守閣の価値の継承に取り組む

16 事実経過一覧表

日付	事項（レク使用の資料名）
平成30年4月17日	市長レク ・『バリアフリー関係のスケジュール』 ・『特別史跡名古屋城跡バリアフリー検討会議』
平成30年5月1日	市長レク ・付加設備に関する『基本方針（案）』
平成30年5月29日	市長レク ・『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』2案
平成30年5月30日	「木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針」策定市長決裁
平成31年4月1日	市長定例記者会見（「名古屋城天守閣整備事業について」質疑応答あり）
令和4年3月23日	市長レク ・『木造天守の昇降に関する社会的障壁と合理的配慮との関係』 ・『名古屋城木造天守にかかる「バリアフリー法」と「障害者差別解消法」について』 ・『名古屋城木造天守における「バリアフリー法」の適用除外について』 ・『名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募【公募概要】（案）』 ・『公募スケジュール（案）』 ・『評価員・技術相談員会 構成員名簿』 ・『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』 ・『R4.3.29 第4回バリアフリー検討会議配布資料 名古屋城天守閣整備事業（バリアフリー関連）これまでの経緯』
令和4年4月15日	「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の実施について」市長決裁 ・公募要項（案）、要求水準書（案）、審査基準（案）及び様式集（案）添付あり
令和4年4月18日	公募開始
令和4年4月27日	市長レク ・『名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募 評価委員について』
令和4年7月5日	副市長レク ・『名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募 現在の状況報告と今後の考え方』

	<ul style="list-style-type: none"> ・『昇降技術に関する公募 スケジュール』 ・『6. 契約事務に係る情報の取扱いについて 「契約事務の手引き」より抜粋』 ・『参加申込又は関心のある企業一覧』
令和4年7月7日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> ・『名古屋城木造天守復元事業の進捗と今後の見通し』
令和4年7月11日	市長レク <ul style="list-style-type: none"> ・『名古屋城木造天守復元事業の進捗と今後の見通し』
令和4年8月5日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> ・『参加申込又は関心のある企業一覧』 ・『「名古屋城木造天守の昇降技術の公募」最優秀者選定について』 ・『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』
令和4年8月19日	市長レク <ul style="list-style-type: none"> ・『参加申込企業一覧』 ・『昇降技術に関する公募 スケジュール』 ・『6. 契約事務に係る情報の取扱いについて 「契約事務の手引き」より抜粋』 ・『想定質問（名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の状況について） 市長定例記者会見QA・市長用（案）』
令和4年9月1日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> ・『提案技術一覧』
令和4年9月2日 令和4年9月3日 令和4年9月9日 令和4年9月10日	高齢者・障害者等参加のワークショップ開催 <ul style="list-style-type: none"> ・『技術概要（ワークショップ提示用）』
令和4年9月7日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> ・『「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の進捗状況について』公表資料案 ・令和4年9月12日市長定例記者会見の市長読み文及び想定質問2案
令和4年11月8日	副市長レク（実施回数不明） <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月10日付『人権救済申立事件について（照会）』 ・令和2年3月31日付『「人権救済申立事件について（照会）」に対する回答について』 ・令和4年8月9日付『人権救済申立事件について（照会）』

	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年9月6日付『「人権救済申立事件について（照会）」に対する回答について』 ・令和4年10月19日付『名古屋城天守閣にエレベーターの設置を求める人権救済申立事件 調査報告書』 ・令和4年10月24日付『要望書』（日本弁護士連合会会長名、名古屋市長宛） ・『障害者団体連絡会（12団体）の提案技術と地上からのバリアフリーに関するご意見』 『A案：すべてスロープ対応案』 『B案：地面～小天守入口を鉛直型段差解消機とした案』 『C案：地面～小天守入口を斜行型段差解消機とした案』 ・『提案技術一覧』 ・『ワークショップでのご意見』 ・『木造天守整備基本計画（目次）〔案〕及び進捗管理表』 ・『〈仮称〉特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画（案）』
令和4年11月24日	名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募審査実施
令和4年11月25日	<p>副市長レク（実施回数不明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『A案：すべてスロープ対応案』 ・大天守・小天守俯瞰図における昇降技術公募箇所を示す資料 ・『障害者団体連絡会（12団体）の提案技術と地上からのバリアフリーに関するご意見』 ・『経済水道委員会説明資料 名古屋城天守閣整備事業における解体と復元を一体とした全体計画（中間報告）について 令和4年12月5日 観光文化交流局』（「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」結果等説明資料）副市長説明 ・『木造復元天守の金鯱について』
令和4年11月29日	<p>市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大天守・小天守俯瞰図における昇降技術公募箇所を示す資料 ・『A案：すべてスロープ対応案』 ・『障害者団体連絡会（12団体）の提案技術と地上からのバリアフリーに関するご意見』 ・『経済水道委員会説明資料 名古屋城天守閣整備事業における解体と復元を一体とした全体計画（中間報告）について 令和4年12月5日 観光文化交流局』（「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」結果等説明資料）

	<ul style="list-style-type: none"> 『技術概要（様式3-2）』
<p>令和4年11月30日 ～ 令和4年12月1日</p>	市長への個別説明（市長決裁に向け、公募結果について説明）
令和4年12月2日	「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募に係る最優秀者の選定について」最優秀者選定の市長決裁
令和4年12月5日	<p>昇降機設置に関し新聞報道</p> <p>『「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」最優秀者の選定について』報道発表</p> <p>経済水道委員会開催（「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」結果等について市会へ説明）</p> <p>市長定例記者会見実施（市長より、昇降技術に関する捉え方及び設置階数に関する考え等に関する発言あり）</p>
令和4年12月6日	<p>経済水道委員会開催（市長定例記者会見について、観光文化交流局長答弁）</p> <p>公募の審査結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の審査結果について』 <p>公募の最優秀者選定結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募の最優秀者の選定について』
令和4年12月26日	<p>市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> 木造復元のための寄付に関する資料
令和4年12月30日	副市長より職員個人宛にショートメッセージ送信（市長の姿勢および名古屋城職員の考えを踏まえた折衷案の提案）
令和5年1月10日	<p>副市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> 『バリアフリー対応を実施しないことによる想定リスク』 『史跡等における歴史的建造物の復元の在り方について』 『天守を木造復元する意義』 『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』 令和2年4月17日付文化庁報道発表資料『史跡等における歴

	<p>史的建造物の復元等に関する基準の決定について』</p> <ul style="list-style-type: none"> 『史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ 天守等の復元の在り方について（取りまとめ）』
令和5年1月11日	副市長レク ※説明資料の記録なし
令和5年1月19日	<p>副市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> 『木造天守バリアフリーの今後の検討について』（「市民との対話のための方策の検討からバリアフリーの方針の検討までに約2年程度必要」の記載あり）
令和5年1月23日	<p>副市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> 『公募により選定した垂直昇降技術について』 『木造天守閣の昇降に関する付加設備の方針』 『名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募【公募概要】』
令和5年2月7日	<p>副市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城木造天守への昇降機設置への賛否まとめ』 『特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画に取りまとめるバリアフリーの方針について』 『今後のバリアフリー対応における対外的な説明と考え方』（市民意見の聴取について記載あり）
令和5年3月7日	<p>市会2月定例会個人質疑</p> <p>（副市長答弁「いま一度、市民意見を聴取する機会を設けて、市民の御意見をお伺いしたいと考えており、その結果も踏まえて、最終的には市長の判断を仰いでまいりたいと考えております。」）</p>
令和5年3月15日	<p>副市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> 『令和5年度 市民意見の聴取等の今後の流れ（案）』 『市民意見の聴取のため調査票に記載する設問（案）について』 『第8章 復元計画と活用』（特別史跡名古屋城跡木造天守整備基本計画） 『名古屋城木造復元 昇降技術に関する市民意見の聴取 企画書』
令和5年3月19日	<p>市長レク（名古屋城内にてイベント「春姫まつり」開催日）</p> <ul style="list-style-type: none"> 3月20日市長定例記者会見について
令和5年3月20日	市長定例記者会見（「名古屋城天守木造化について」質疑応答あり）

<p>令和5年3月29日</p>	<p>副市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『令和5年度 市民意見の聴取等の今後の流れ（案）』 ・『名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い』 ・『アンケート調査票』 ・『市民討論会に参加を希望される方へ』 ・『「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」【5000人アンケート用】』 ・『「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」（参考資料）【5000人アンケート用】』
<p>令和5年3月30日</p>	<p>市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『令和5年度 市民意見の聴取等の今後の流れ（案）』 ・『名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い』 ・『アンケート調査票』 ・『市民討論会に参加を希望される方へ』 ・『「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」【アンケート調査用】』
<p>令和5年4月4日</p>	<p>副市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『令和5年度 市民意見の聴取等の今後の流れ（案）』 ・『名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い』 ・『アンケート調査票』 ・『市民討論会に参加を希望される方へ』 ・『「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」【アンケート調査用】』
<p>令和5年4月4日</p>	<p>市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『令和5年度 市民意見の聴取等の今後の流れ（案）』 ・『名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い』 ・『アンケート調査票』 ・『市民討論会に参加を希望される方へ』 ・『「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」【アンケート調査用】』
<p>令和5年4月6日</p>	<p>副市長レク</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い』

	い』
令和5年4月6日	市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力をお願い』 『アンケート調査票』 『市民討論会に参加を希望される方へ』 『「名古屋城バリアフリーに関する説明資料」【アンケート調査用】』
令和5年4月18日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会【6/3(土)】の流れ』 『6月3日(土)市民討論会有識者等出席予定者一覧』
令和5年4月19日 ～ 令和5年5月8日	名古屋城バリアフリーに関するアンケート実施
令和5年4月26日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の流れ』 『6月3日(土)市民討論会有識者等出席予定者一覧』
令和5年4月27日	市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の流れ』 『6月3日(土)市民討論会有識者等出席予定者一覧』
令和5年5月2日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『所管事務調査と文化庁提出までのスケジュール(案)』 『所管事務調査の資料構成(案)』
令和5年5月12日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『市民アンケートの返信及び市民討論会参加申込状況(5/9現在)』 『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の流れ』 『名古屋城木造天守復元とバリアフリー』(市民討論会における説明用資料)
令和5年5月15日	副市長レク(実施回数不明) <ul style="list-style-type: none"> 『市民アンケートの返信及び市民討論会参加申込状況(5/9現在)』 『木造復元天守の金鯨について』 スロープ配置図

令和5年5月16日	市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『市民討論会について』 『市民アンケートの返信状況 (5/15 速報)』
令和5年5月18日	市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『文化庁提出までのスケジュール (案)』 『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会の流れ』 『名古屋城バリアフリーに関するアンケート (速報)』 『名古屋城木造天守復元とバリアフリー』(市民討論会における説明用資料)
令和5年5月23日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会 市長挨拶』 『6月3日(土)市民討論会 市長動線資料』 『名古屋城木造天守復元とバリアフリー』(市民討論会における説明用資料)
令和5年5月24日	市長レク (実施回数不明) <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会 市長挨拶』 『6月3日(土)市民討論会 市長動線資料』 『名古屋城木造天守復元とバリアフリー』(市民討論会における説明用資料) 『木造復元天守の金鯪について』 ・スロープ配置図
令和5年5月29日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城木造天守のバリアフリーの方針』
令和5年5月30日	市長レク <ul style="list-style-type: none"> 『名古屋城木造天守のバリアフリーの方針』 『名古屋城木造天守復元とバリアフリー』(市民討論会における説明用資料)
令和5年6月3日	「名古屋城バリアフリーに関する市民討論会」開催
令和5年7月下旬	市長から名古屋城職員に対して、名古屋城天守閣整備事業に関する認識の統一のためのQA作成を指示
令和5年8月2日	市長レク <ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法、バリアフリー法及び障害者差別解消法についての資料
令和5年8月7日	副市長レク <ul style="list-style-type: none"> ・『名古屋城天守閣整備事業のQA』

令和5年8月8日	副市長レク ・『国宝建造物リスト』
令和5年8月9日	市長から『名古屋城天守閣整備事業のQA』に関する修正指示
令和5年8月14日	市長レク ※実施せず ・『名古屋城天守閣整備事業のQA』
令和5年8月18日	市長レク ・『名古屋城天守閣整備事業のQA』
令和5年8月22日	副市長レク ・『名古屋城天守閣整備事業のQA』
令和5年9月4日	市長レク ・『名古屋城天守閣整備事業のQA』
令和5年10月11日	副市長レク ・『昇降技術の開発及び導入と今後の手順』 ・『技術概要（様式3-2）』
令和5年10月13日	市長レク ・『昇降技術の開発及び導入と今後の予定』 ・『技術概要（様式3-2）』
令和5年10月31日	「名古屋城木造天守の昇降技術開発及び導入に関する基本協定書の締結及び名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託の実施について」市長決裁 「名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託の契約及び支出について」市長決裁 「名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託」契約締結
令和6年2月14日	検証委員会が中間報告を提出
令和6年9月18日	検証委員会が最終報告を提出
令和7年5月15日	名古屋城天守閣整備事業の進め方に係る総括を公表

第7 調査結果（評価）

1 パワーハラスメント該当性の判断の枠組みについて

規程における「パワーハラスメント」とは、①職務に関する優越的な関係を背景として行われる、②業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、③職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものをいう（規程第2条第4項）とされていることは、第2の3(1)において前述した。

市長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する（地方自治法第147条）ことから、局長以下の一般職に対する関係で職務に関する最も優越的な地位にあることが明らかである。また副市長は、市長の補助機関であり（同法第161条以下）、市長の権限を補佐し、必要に応じて市長の職務を代理する（同法第152条）ことから、職務に関して市長に次ぐ優越的な地位にあることが明らかである。

従って、前市長又は前副市長による本調査の過程で問題となった言動（第5の3参照）は全て、名古屋城職員との関係で職務に関する優越的な関係を背景として行われたものと認められる。

そこで、まず、業務上必要かつ相当な範囲内の言動か、これを超える言動であったかを、問題となるそれぞれの言動について検討し、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動が認められた場合には、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害することとなるようなものであったか否かについて検討することとする。

2 パワーハラスメントか否かの検討対象とした言動

第5の3に記載したとおりである。

3 公募結果・公募技術を尊重しない言動について

(1) 問題の所在

公募に関する最優秀者の選定に関しては、令和4年11月24日に評価員による審査が実施され、当該公募結果が同月25日に審査会において承認され、同年12月2日に市長決裁にて最優秀者が選定されている。

仮に、この公募結果が市を法的に拘束するものであれば、前市長は最優秀者を契約相手として、公募要項のバリアフリーに関する最低要求水準である「少なくとも大天守1階に昇降ができること」、そして加点要求水準である「大天守のより上層階まで上がれること」を目指して技術開発を委託しなければならず、それ以外の選択肢はないということになる。そして、これを前提としない前市長又は前副市長の言動は、すべて「業務上必要かつ相当な範囲を超える言動」としてパワーハラスメントの検討対象となり得る。そのため、公募結果の法的効果が問題となる。

(2) 公募結果の法的意義

公募結果の法的効果については、第4の4において前述したとおりである。

そこに記載したとおり、観光文化交流局契約審査会の審査は、提案者間の順位付けの方法を審査したものであり、評価員による評価に基づき最優秀者を選定した公募結果が、市に対して何らかの法的拘束力を及ぼすものではない。市は、同年12月2日に公募結果を決裁したが、対外的に市が最優秀者を契約相手として何らかの契約を締結しなければならない義務が生じる行為ではない。市に他者（最優秀者）との関係で何らかの権利義務が生じるとすれば、令和5年10月31日に市が名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約を締結したとき以降である。

名古屋城木造天守昇降技術開発業務委託契約仕様書には、「本業務委託は、最優秀者から提案された垂直昇降設備を名古屋城木造天守に導入し、障害のある人もない人も共に文化財を楽しむことができるバリアフリーを実現するために、技術開発を行うもの」との目的が記載されており、上記契約締結により、最優秀者である受託者は、委託者である市との関係でこの目的に沿って技術開発業務を遂行し、市は受託者に対価を支払う義務が生じる。

逆に、令和4年11月24日から令和5年10月30日までの間は、最優秀者との昇降技術開発業務委託契約の成否や上記契約内容と整合しない言動を行ったとしても、法的問題は生じない。

(3) 公募結果に至る経過による事実上の拘束力

それでは、公募結果に何の意味もないかという点、そうではなく、事実上の拘束力は否定できない。

平成30年5月、市は付加設備の方針を策定し、前市長は、翌6月の市会定例会で、付加設備の方針に触れて第4の3(4)に記載した発言をしていた。「エレベーターの設置にかえて、新技術により必ず天守閣へ上っていただくこと保証しているので、人権の侵害には当たらないと考えております」とのことであった。これを前提に令和4年4月には公募を開始し、公募の過程で市はワークショップを開催し、高齢者・障害者等から意見聴取する機会を複数回設けた。同年11月には評価員による審査が行われ、翌12月には前市長がこの公募結果を決裁し、同月5日の経済水道委員会で報告され、長い期間を要するプロセスを経てきた経過がある。この事実経過に基づく拘束力は事実上のものではあるが認められる。この事実上の拘束力を覆すためには、覆すことを正当化するためのプロセスが必要である。

前市長及び前副市長としてもこのような経過を重視し、公募結果を尊重することが求められていた。

ただし、これを尊重することが市の法的義務とまでは認めることはできない。仮に前市長が、最優秀者との契約を締結しないという判断を下したとしても、市会、市民、関係者団体等に対する説明責任、公募等の手続に費やした経費が無駄になる、最優秀者か

ら何らかの責任が問われかねないなどの様々なリスクは生じ得るとしても、直ちに何らかの法的義務に違反したということにはならない。

(4) 前市長の公募結果に関する言動とその評価

前市長が、最優秀者の昇降技術について最初に報告を受けた際の言動は、第6の2(2)で認定した事実のとおりである。

前市長は、公募技術について、「(これは) エレベーターだ」との趣旨の発言をした。その発言は特別大声ではなく、特定の職員に向けたものではなかったが、職員によっては、前市長は怒(いか)っていると感じた者もいた。

この前市長の発言に対して、名古屋城職員は、エレベーターではなくて、公募で選ばれた新技術(ニューテクノロジー)であることなどを説明した。しかし、前市長は、「エレベーターだ」との発言を変えず、「(天守に)付けても1階、2階(あるいは3階)くらいまでだ」との発言もした。

前市長が、名古屋城職員に対して公募技術を「エレベーターだ」と評価したり、最優秀者の技術提案を「(天守に)付けても1階、2階(あるいは3階)くらいまでだ」と述べたりしたことは、技術開発により可能な限り上層階のバリアフリー対策を行うことを提案されているにも関わらず、技術開発の結果を見るまでもなく技術開発による上層階のバリアフリー対策を取り入れないかのような言動であり、公募結果を尊重する姿勢とは両立することが難しく、これら前市長の公募結果に対する言動は、公募結果と公募技術を尊重しないとも受け取ることが可能である。

しかしながら、第6の2(2)に記載したとおり、その発言は特別大声でも特定の職員に向けられたものでもなく、前(2)(3)で検討したように、最優秀者との間で委託契約を締結する前の段階では、違法であるとか、著しく不適切・不相当とまでは指摘することはできない。

したがって、公募結果に関する前市長の言動の中に、業務上必要かつ相当な範囲を超えるものがあったとは認められない。

(5) 前副市長の公募結果に関する言動とその評価

前副市長は、令和4年12月30日ころまでは技術開発により可能な限り上層階のバリアフリー対策を目指す立場であったが、同日職員宛に、基本計画の段階では公募結果である技術提案を導入しないが、同時に最優秀者による昇降機の技術開発は継続し、後日バリアフリー対策するという案を名古屋城職員と議論したいというショートメッセージを個人所有の携帯電話で送信し、一部公募結果を尊重しない姿勢に転じたようにも思われた。

しかしこの提案は、ともすると昇降技術を設置しないという決断をしかねないと思われていた前市長と公募結果を尊重する名古屋城職員の間を取り持つための折衷案として提案されたものであり、公募結果を尊重する思いから出たものであることに加えて、現実には、9において後述するとおり、令和5年1月11日の副市長レクでは、職

員も自身の立場からの意見を具申し、前副市長の折衷案について自由に議論したものであるから、前副市長の提案の中に、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があったとは認められない。

4 前市長の切腹発言とその評価

第6の4に記載したとおり、前市長が切腹発言をしたことは認められる。

前市長の書面回答によると、市長レクの参加者の奮起を促す趣旨で、また、前市長個人の政治家としての覚悟を強調する趣旨で、「切腹」という言葉を使った可能性があるとのことである。また、前市長の書面回答によると、QAの作成時に、「名古屋城木造天守を完成させるために強い意思で臨んでいく」という趣旨で、「必要な木造100億円は予算議決執行済、なおかつ、すでに伐採され乾燥中。そこまで進めているにもかかわらず名古屋城木造が出来ないのであれば、市民にとって許されることではなく、先ず、「本人が切腹、関係者みんな切腹」という発言をしたとのことである。

そもそも「切腹」という言葉は、刃物などで自らの腹部を切り裂いて自死することを指す言葉であり、歴史的には、武士道のひとつの象徴として、武士が、自らの命をもって、名誉を守り、責任をとる方法を意味する。したがって、自分が「切腹する」ということは、自らが命をかけるほど強い覚悟をもっていることを示す言葉として理解することができるが、他人に対して「切腹だ」と言うことは、他人に対して命をもって責任をとるよう迫っていると解釈することができる言葉である。よって、このような言葉を、優越的な地位にある者が、職員に対して使うことは、必ずしも適切であるとは言い難い。そこで、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動に該当するかについて、検討する必要がある。

この点、名古屋城職員の中に、前市長の「切腹」発言を聴いて、自らの責任を厳しく問われていると捉える職員もいた可能性は否定できない。しかしながら、前市長の「切腹」発言は、調査対象者に対するヒアリングの中でも、具体的な時期や場面を特定することが困難で、「切腹」発言を聞いた職員の中で、印象的な出来事として記憶されているものではない。そして、前市長の「切腹」発言を耳にした多くの職員は、前市長特有の冗談という程度にしか受け取っていなかった。また、前市長が、特定の個人に向けて執拗に「切腹」と発言するなど、具体的に責任をとるよう迫る状況はなかった。前市長の書面回答によっても、職員に向けて、奮起を促す趣旨と、前市長個人の政治家としての覚悟を強調する趣旨であったとされ、その趣旨は理解できないものではない。よって、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であったとまでは認められない。

5 前市長のアンケート項目の変更指示とその評価

名古屋城バリアフリーに関するアンケートの調査票記載の設問等は、第6の10に記載したように変遷した経緯がある。

このアンケート項目には、当初より、「問5 昇降技術を設置することについてどう思いますか」という項目があり、昇降技術を設置すること自体の賛否も問うた上で、賛成の場合には「問6 何階まで設置することがよいとお考えですか」と問う設問となっていたが、これらの設問は名古屋城職員が市民討論会に関する業務委託先の業者と協議の上元々設定した項目であったと思われる。

しかしながら、その後、この問5と問6が合体された上で、以下のような設問となった。

- | | |
|---|-----------------------------------------------------------------|
| 1 | 設置しない（豊富な史資料を基に名古屋城天守を往時の姿に忠実に復元する） |
| 2 | 1階まで（名古屋城天守の史実に忠実な復元に配慮しながら、1階からの眺望を楽しめるようにする（公募した昇降技術の最低要求水準）） |
| 3 | 最上階（5階）まで（高齢者、障害者、小さな子ども連れの方等のため、最上階まで設置） |
| 4 | わからない |
| 5 | その他（ ） |

さらに、「名古屋城バリアフリーに関するアンケートへのご協力のお願い」の中の文言として、令和5年4月4日の副市長レク及び市長レクの資料においては、「今回のアンケートは、復元する木造天守に最優秀者の昇降技術をどこまで設置するのか、また、名古屋城全体のバリアフリーに関して、市民のみなさまのご意見を頂戴し」という文言が、実施されたアンケートにおいては、「今回のアンケートは、復元する木造天守への昇降技術の設置について、市民のみなさまのご意見を頂戴し」という文言へと変わった。

これらの変遷を併せて読んだ場合、「最優秀者の昇降技術」が採用されるということが敢えてぼかされており、アンケート対象者に対して、「最優秀者の昇降技術」の位置づけの印象を曖昧にするものと捉えることもできなくはない。これら変遷については、「昇降技術を設置しない」あるいは「設置するとしても、1、2階まで」という前市長の意向が反映されているという疑いも生ずるところではある。そして、前市長からの指示があった場合には、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であった疑いも生ずる。

しかし、ヒアリング調査等によると、設問の変更は、前市長からの指示があったと記憶している職員もいたが、その指示について調査対象者の記憶に残るような激しい議論があった形跡はなく、その経過や詳細は明らかにはならなかった。さらに、「ご協力のお願い」の文言の変遷については、変更理由や経緯は全く不明であった。

このような状況からすると、仮に前市長から何らかの変更指示があったとしても、当初の名古屋城職員が設定した設問にも昇降技術設置の賛否を問う設問があったことも考え合わせると、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があったとは認められない。

6 前市長の市民討論会用パワーポイント資料の変更指示とその評価

前述のアンケート実施と併行して、市民討論会で使用する資料を検討する中で、名古屋城職員はバリアフリー対応の昇降技術を天守内部に入れた場合のイメージ図として、壁

の色調に合わせて溶け込ませたイメージ図と、溶け込ませた形ではなく昇降技術がより目立つような色調のイメージ図を作成していたところ、前市長が溶け込ませたイメージ図を削除するよう指示をしたとして問題視する職員がいたため、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があったかについて念のため検討した。

この点、令和5年5月24日市長レク資料のパワーポイントの案の21枚目にあった「昇降技術あり 周囲と溶け込ませた場合」というイメージ図が、同月30日市長レクまでに削除された経緯については、局長が市会において「市長の意見を聞いて修正をした」（第6の11(2)）と説明したが、この修正について、前市長の指示に関する具体的な文言や発言の意図を特定するには至らず、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があったとは認められない。

7 前市長の「かわってもらわないかん」発言について

(1) 問題の所在

ヒアリング調査の結果、第6の12(7)に記載したとおり、前市長は職員に対して複数回「かわってもらわないかん」等と発言したことが認められた。前市長が主張する史実に忠実な復元の考え方と異なる考え持つ職員には、その考え方を変えてもらわなければならないという趣旨での発言であれば、前市長から職員に対する意見の表明に過ぎず、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動とは言えない。

しかし、令和5年9月4日の市長レクで、「やめてもらわなかん」の趣旨に受け取る職員が現れるような意味で、前市長が職員に「かわってもらわないかん」と発言することは、単なる意見の表明に留まらず、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員の人格若しくは尊厳を害し、又は職員の勤務環境を害する可能性がある言動である。そのため、業務上必要かつ相当な範囲内の言動かどうかについて検討を要する。

(2) 職員の一部に生じた苦悩の原因

名古屋城職員としては、平成30年5月30日に付加設備の方針を策定し、令和4年11月24日の公募審査を経て、基本計画を年度内に確定するために動き出す準備が整ったと考えた矢先、同月29日の市長レクで公募結果を報告したところ、前市長は昇降技術のことを「エレベーターだ」と述べたことを契機に、「史実に忠実な復元」に対する自身の見解に固執する前市長とバリアフリー対策との調和を目指す名古屋城職員との間に、埋めがたい溝があることが表面化し、本事業が円滑に進まなくなった。職員の中には、そのような事態に陥った原因は前市長にあると考える者もいたところ、そのような考え方の職員を含む名古屋城職員に対して、前市長は事業停滞の原因が名古屋城職員側にあると捉えられかねない主張を繰り返した。

事業停滞の原因が前市長にあると考える職員にとっては、誰のせいでこのような事態に至っているのかという思いから前市長に対してうっ積した不満があり、前市長が自説を述べて「かわってもらわないかん」と発言した瞬間に、その不満が溢れ出て「か

えてもらえばいいです」と反射的に応答した。職員のうっ積した不満は、「かわってもらわないかん」という発言によって初めて生じたものではなく、令和4年1月29日市長レクからQAの完成に至るまでの本事業に関する職務の執行の過程で積み重なったものであった。

したがって、職員が苦悩を感じていたとしても、9月4日の市長レクにおける「かわってもらわないかん」発言が唯一の原因であったとは認め難い。

(3) 前市長の「かわってもらわないかん」発言とその評価

史実に忠実な復元を目指したい前市長にとっては、その実現に向けた名古屋城職員の組織体制を最適なものにするために、人員配置は重要な関心事である。名古屋市市長であった前市長は、名古屋城職員の任命権者であり（地方自治法第172条、地方公務員法第6条）、人事権について裁量があることから、自己の市政方針に不適合・不適任と判断した職員に対し、人事異動を命ずることが可能と考える余地もあろう。しかしながら、人事権について裁量があるとしても、業務上の必要性がなかったり、嫌がらせや報復を目的としたり、職員の側で通常甘受すべき程度を著しく越える不利益が生じるような人事異動の場合には、人事権の濫用として、違法・無効となる可能性がある。この業務上の必要性等は、一見明らかに判断できないこともあることから、任命権者が、職員に対し、人事権を発動する旨の発言をすることには慎重であるべきであり、発動を示唆する発言についても、安易になされるべきではない。

この点、9月4日の市長レクにおける前市長の「かわってもらわないかん」との発言は、複数の職員がいる場において、誰に対するということもなく、音量、表現、口調等が必ずしも特定できない状況のなかでされたものであり、また、同席した職員において、その意味するところの受け取り方も、分かれている発言である。このような前市長の発言は、特定の職員に対して、人事異動を命じたものではなく、一般論として、組織としての業務執行にあたり、適任ではない職員は人事異動の可能性があることを述べたものにすぎない。

ただし、この前市長の発言に対し、ある職員が、「かえてもらえばいいです」と自分に向けられたものとして応答し（第6の12(7)）、前副市長や上司が、その職員をたしなめたり、「〇〇さんだけの責任じゃない」とかばうような発言をしている。しかしながら、前市長はそもそも、特定の職員に対し人事権を発動したのではなく、仮に人事権の発動があったとしても、嫌がらせや報復目的をもって発言したとは認められないし、具体的に人事異動がなされて職員に不利益が生じる可能性があったものでもなく、人事権の濫用と認められるような事情はない。

したがって、人事権の発動を示唆する発言は安易になされるべきではないとしても、本件での前市長の「かわってもらわないかん」との発言は、任命権者として与えられた裁量の範囲内での人員配置に関する抽象的な発言であるということができ、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であったとは認められない。

8 前市長による「今から文化庁に電話して確認するぞ」などの発言とその評価

第6の2(4)に記載したように、前市長の「本当か？ 今から文化庁に電話して確認するぞ」あるいは「国交省に聞くぞ」などの発言がハラスメントであると受け止めていた職員がいたため、このような言動がパワーハラスメントに該当するかについて検討する。

名古屋城跡は、昭和27年に国の特別史跡に指定されており、その現状変更には文化庁長官の許可が必要である。しかし、許可の決定は文化審議会等での審議にもよるため、電話で聞いてもその場で回答が得られるわけではなく、文化庁に確認したところで意味がないことを、ほとんどの職員は経験により知っていた。ただし、前市長が疑問点を文化庁に確認することについては、特に制約はない。

また、建造物の避難経路について規定する建築基準法を所管するのは国土交通省であるから、避難経路を確保するために階段を付加する必要があることについて疑問があるのであれば、前市長が自ら国土交通省に確認することは問題ない。

よって、「本当か？ 今から文化庁に電話して確認するぞ。」あるいは「国交省に聞くぞ」などの発言が、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であったとは認められない。

9 前副市長による前市長の説得を職員に命じるかのような発言とその評価

前副市長は、令和4年12月30日ころまでは技術開発により可能な限り上層階のバリアフリー対策を目指す立場であったが、同日職員宛に、基本計画の段階では公募結果である技術提案を導入しないが、同時に最優秀者による昇降機の技術開発は継続し、後日バリアフリー対策するという案を名古屋城職員と議論したいというメッセージを送信した。

そして令和5年1月11日の副市長レクでも、同様に、最初の段階ではバリアフリー対策をせず、一方で最優秀者による技術開発を続けて開発できた段階で順次設置するという提案を名古屋城職員に向けて行った。しかし、名古屋城職員はこのような提案の採用は不可能であるとして反対した。このような反応に対し、前副市長は特定の職員に向けて「じゃあ、お前が市長のとこに行って説得してこい」という趣旨を強い口調で述べ、言われた職員は自分が職を辞すればいいのかといった趣旨の言葉を返すやり取りがあった(第6の7(2))。このときの前副市長の言動について、パワーハラスメントであると受け止めた職員がいた。

そこで、「じゃあ、お前が市長のとこに行って説得してこい」という趣旨の前副市長による強い口調の発言が、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であったか否かについて検討する。

前副市長としては、ともすれば昇降技術の設置そのものを否定する判断をしかねない前市長と、公募結果を尊重して可能な限り上層階のバリアフリー対策を目指すとする職員の間を取り持って、最終的にはバリアフリー対策を実現するための折衷案を提案したものであったが、職員は前副市長の予想に反して皆がその提案を否定した。職員の想定

外の拒否反応に、前副市長としても行き詰まり感を覚え、感情的になって口調が強くなったと考えられる。このように強い口調で感情を露わにしつつ職員に対して「お前」と呼ぶ言動は、必ずしも適切とは言い難い。

そして、これに続く発言の内容は「市長のとこに行って説得してこい」という趣旨のものであった。前副市長ですら前市長を説得して公募結果を尊重する立場に考え方を変更させることは難しいと感じていたこの当時、局長以下の一般職職員にこの任務を担えということは、前副市長が職員に自らの任務を押し付けるに等しい発言である。そのため、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であると受け止める職員が現れたとしても、何ら不思議なことではない。

しかし、令和4年11月29日以降、市長レクや打合せを通じて前市長に対して複数回説明や説得をしていた職員にとっては、日常の業務と関連するものであり、とりわけ公募結果を尊重する立場の職員に対する関係では必要かつ相当な範囲を超えた言動とも認め難い。また、「じゃあ、お前が市長のとこに行って説得してこい」という趣旨の発言は、それに続く職員の「私が辞すればいいんですか」という発言と、たしなめるような上司の介入により沈静し、一瞬の出来事で終息した。前副市長が前市長の説得を職員に対して執拗に指示したのであればともかく、この一言のみであり、具体的な指揮命令であったとは考えられない。

よって、口調が強かった点や発言内容において必ずしも適切とは言い難い部分があったとしても、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であったとは認められない。

10 2年かかるとの職員のスケジュール提案を前副市長が拒否したこととその評価

令和5年1月19日の副市長レクで、「設置しても1、2階まで」という前市長の意向に沿って、市の方針を修正しようとする基本計画の確定までにさらに2年間を要すると名古屋城職員が進言したのに対し、前副市長は「そんなものは駄目だ」と断固とした発言をして、名古屋城職員の提案を拒否して同年8月までに基本計画を文化庁に提出するスケジュールを堅持するように指示をした。前副市長自身はこのような言動を記憶していないが、調査対象者のヒアリング結果により認められる。このスケジュールを維持した結果、職員の中には、予定通りに進めることに苦悩を深めた者もいたことが最終報告に記載されている（第1の2）。そこで、2年を要するという名古屋城職員の提案を拒否して予定通りに進めるよう指示したことが、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動といえるかどうか問題となる。

令和5年3月31日までに基本計画を確定し、8月には文化庁に提出するというスケジュールについて市は、令和4年10月の経済水道委員会でもこれを前提に次のように説明している。「今年度取りまとめ予定とっております木造天守の整備基本計画、これがまとまりますと、来年度にちょっと入るかもしれませんが、それをしっかり文化庁の復元検討委員会というところに、文化庁の中で提出をしていただく形になります。復元検討

委員会にかかるということは、そこからいよいよ審議が始まりまして、しっかりとそれに従ってやってよいというお答えをいただける想定で提出をしていきたいと思っておりますので、その取りまとめを文化庁に提出した段階で、ほぼ90%から95%ぐらいの見通しが立っているというふうに感覚的には考えております」。また、同様のスケジュールは、同年12月5日の経済水道委員会でも説明された（第6の3(2)）。

このような発言を前提とすると、予定通りのスケジュール進行を堅持するように指示することは、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であったとは認められない。

1.1 意思疎通が困難あるいは円滑でない時期があったこととその評価

令和4年11月29日市長レク以降、前市長と名古屋城職員との間では、とりわけ昇降技術に関連しては見解の食い違いが顕著となった。そして、翌年1月中旬から2月上旬まで、前副市長と名古屋城職員との間でも、意思疎通が困難な時期があった。意思疎通が円滑に進まない状態は、パワーハラスメントの一つの現れであった可能性も完全には否定できないため、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があったかについて念のため検討する。

前市長と名古屋城職員の見解の食い違いが顕著になった原因は、史実に忠実な復元を目指す考え方と、公募結果を尊重する立場の違いが明確になったことにある。そして、前副市長と職員の意思疎通が困難になった原因は、令和5年1月11日の副市長レクで、当初はバリアフリー対応をせず、併行して技術開発した昇降技術を設置するという前副市長の立場と、当初からバリアフリー対応が必要と考える職員の立場が対立したこと、併せて、同月19日の副市長レクにおいて、前市長の意思が変わらないとすると、方針転換には2年程度の期間を要するという職員の立場と、スケジュール変更を認めない前副市長の立場の対立があった。

意思疎通が困難な事態は好ましいこととは評価できないが、前市長、前副市長、名古屋城職員が、それぞれの立場で自らの考えを主張して議論することは、避けなければならない事態ではなく、あってもやむを得ない事態である。

行政である名古屋城職員としては、前市長の政治的な信条を前に、時間を経て積み上げてきたプロセスを安易に覆して方針転換するようなことは困難である。

一方、前市長が政治的な信条を元に、史実に忠実な復元を目指すことを表明することも、執行機関（地方自治法第138条の2参照）として保有する幅広い行政裁量の範囲内では可能である。

さらに、前副市長が、公募結果を否定しかねないことを心配するあまり、バリアフリー対応を目指す名古屋城職員との間を取り持つように折衷案を提案すること、市会、市民、関係者団体との約束に基づくスケジュールを堅持するように名古屋城職員に指示することも、業務上必要かつ相当な範囲内の行為である。

結局、意思疎通が困難あるいは円滑ではない時期があったとしても、業務上必要かつ相当な範囲内でそれぞれの立場を貫き（前市長及び名古屋城職員）、調整を試みようとした結果であり（前副市長）、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があった結果であるとは認められない。

第8 再発防止に関する提言

本調査の結果、前市長及び前副市長の言動に、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があったとは認められないとの結論とはなったが、職員の中には前市長及び前副市長の言動をパワーハラスメントと受け止めた職員がおり、必ずしも適切とは言い難い言動もあったこと、及び、本事業の過程において原因又は遠因となる事象が現れたことを重視し、同様の事案が今後再発することを防止するべく、市において対応を検討していただきたい対策について、以下に記載する。

1 既存制度の問題点

(1) 既存制度の維持発展

ハラスメント防止とハラスメント発生時の対応に関する市の取組み状況は、第3に記載したとおりである。引き続き、その充実した既存の制度を維持し、発展させていきたい。

(2) 特別職も含むハラスメント研修の実施

本件事案発覚後の令和7年度管理職向け研修においては、市長及び副市長も参加し、局長級、部長級及び課長級の全職員に対するハラスメント研修を実施したとのことであるが、ハラスメントの防止等を図るために必要な研修等は、今後も、特別職を含む全職員を対象として実施されたい。

(3) 特別職を含む総合的なルールが必要である

なお、第2の3に記載したとおり、現在の「規程」が対象にしている「職員」とは、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員のうち局区等に属する者及び名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第3に掲げる職員のうち局区等が所管する者（ただし、報酬を支給されない者を除く）とされており（規程第2条第2項）、特別職の地方公務員は含まれない。よって、特別職の地方公務員に属する市長及び副市長は、規程が規定する職員には該当しない。

また、規程は、局区等の長等の責務は規定しているが、市長の責務は規定しておらず、特別職がハラスメントを行ってはならないことも明確にされていない（第2の3(3)）。

ところで、地方公共団体の組織には、執行機関（地方自治法第138条の2以下）のほか、議会（同法第89条以下）があるところ、議員も特別職である。

市の職場において、本件類似の事案が再発しないように防止策を検討する場合、一般職と特別職をいずれも含む、総合的な取り組みが求められる。

(4) ハラスメントを統一的に規制するルールが必要である

第2の3に記載したとおり、市には、令和2年6月1日制定の名古屋市パワーハラスメント防止等に関する規程があり、令和7年4月1日制定の名古屋市パワーハラスメント防止委員会規程に基づく委員会も設置している。そして、セクシュアルハラスメン

ト及びマタニティハラスメント等に対しては、名古屋市セクシュアルハラスメント並びに妊娠、出産、育児及び介護に関するハラスメント等の防止等に関する規程及び名古屋市セクシュアルハラスメント等防止委員会規程を平成17年度から施行し（ただし、マタニティハラスメント等については平成29年から）、本日は、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等は、ある程度統一的に取り組まれている。

しかし、特別職を含む地方公務員の言動により職員の就業環境が害されることのないよう、少なくともパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等の防止等を目的とする統一的な制度が必要であるが、現時点では、そこに至っていない。

2 職員の就業環境を護るための総合的で統一的な条例の制定

令和7年10月1日施行の愛知県カスタマーハラスメント防止条例は、カスタマーハラスメントを「顧客等からの就業者に対する言動であって、就業者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであり、かつ、就業者の就業環境を害するものをいう」と定義した上で（同条例第2条第4号）、地方公共団体を含む事業者（同条第1号）に、何人もカスタマーハラスメントを行ってはならないこと及びカスタマーハラスメントに起因する問題に対する関心と理解を深めるとともに、県が実施するカスタマーハラスメントの防止に関する施策に協力するよう努めることを求めている（同第6条第1項）。

また、労働施策総合推進法の改正法（令和7年法律第63号）は、令和8年10月1日から施行される。その第33条は「事業主は、職場において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（略）の言動であって、その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの（略）により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、労働者の就業環境を害する当該顧客等言動への対応の実効性を確保するために必要なその抑止のための措置その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない」として、地方公共団体を含む事業主に、カスタマーハラスメント防止等のため必要な措置を講じることを求めている。

本件事案では、前市長及び前副市長（特別職）による名古屋城職員（一般職）に対するパワーハラスメントの存否が問題となったが、職員の就業環境が害されるような事態から職員を護って、本件と類似する事案の再発を効果的に防止するためには、単に、地方公共団体である名古屋市という組織内部の特別職と一般職の間に生じたパワーハラスメント疑義事案として、問題を矮小化するべきではない。

むしろ、名古屋城天守閣整備事業という市の一大プロジェクトの遂行過程で生じた重大事案であることを重く受け止めて、この機会を、職員の就業環境そのものを護るための制度創りに取り組む契機とされたい。

今回、疑義が生じたパワーハラスメントはもちろん、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等、そして、上記のように新たに対応を求められているカスタマーハラスメントは、いずれも職場における職員の就業環境が害されるような言動が問題となる。職員の就業環境そのものを護ることを考えたとき、就業環境を害する可能性がある言動をする「行為者」としては、市の執行機関及び議会の特別職（前1(3)参照）やそれ以外の一般職の地方公務員はもちろん、顧客等（労働施策総合推進法第33条第1項参照）となり得る市民を含む職員以外のすべての者も、そこに含めて捉える必要がある。

については、本件事案のような職員の就業環境が害されかねない事態の再発を効果的に防止するための方策として、特別職、一般職、顧客等によるハラスメント全般を防止等するための、総合的で統一的なハラスメント防止等条例を制定することを、是非とも検討されたい。

3 市の附属機関として第三者調査委員会を設置する条例の制定

ハラスメント防止等を目的とする条例の制定に併せて、第三者調査委員会を附属機関として設置するための条例の制定を検討されたい。

附属機関とは、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関であり（地方自治法第202条の3第1項）、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関である（同法第138条の4第3項）。

第三者調査委員会を市の附属機関として条例設置する場合、疑義ある事案が発覚してから条例を制定するのでは、事案の調査に取りかかるまでに時間を要することが想定されるため、迅速、機動的に事案を調査し提言等することができるよう、第三者調査委員会を市の附属機関として設置すること、ハラスメント事案の調査や再発防止策の提言を担当事務とすること、その構成や運営の大枠をハラスメント防止等条例の一部又は設置条例に規定しておき、第三者調査委員会に付議することが相当な事案が発覚した場合には、迅速かつ機動的に調査を開始し、再発防止策の提案の答申を受けることができるよう、常に準備しておくことが望ましい。

ハラスメント事案の第三者調査委員会は、このような機関として設置されたい。

第9 本件事案の背景事情に関連する意見

本件事案の再発防止に関する提言は、第8に記載したとおりであるが、本件事案の原因ないし遠因も含めて改善を求めるため、以下のとおり意見を述べる。

1 評価委員及び評価委員会のあり方

本件事案においてきっかけとなった、個々の評価委員が算定した評価点の合算により順位付けした公募結果を、市長決裁する際又は選定された契約候補者との契約を市が締結するにあたって、市長がこれを尊重しないような事態は、想定されていなかった（第4の4(5)）。

前市長は、公募結果を公に否定することはなかったが、名古屋城職員に対して公募技術をエレベーターであると評価したり（令和4年11月29日）、定例記者会見で最優秀者の技術提案を「設置するとしても1、2階まで」と述べたり（令和4年12月5日）、技術開発により可能な限り上層階のバリアフリー対策を行うことを提案されているにも関わらず、技術開発の結果を見るまでもなく技術開発による上層階のバリアフリー対策を取り入れないかのような言動をした。

個々の評価委員が算定した評価点の合算により順位付けした結果を、常に当然に市の意思決定に直結するものと位置づけることは、市長が執行機関（地方自治法第138条の2参照）として保有する幅広い行政裁量を著しく制約することになるため、相応しくない。この点は、評価委員会に契約候補者選定を諮問し、答申を受ける場合も同様である。

しかし、事業の立案から公募に至るプロセスの軽重によっては、当該プロセスを経てきたことの重みに配慮して、評価委員による順位付けの結果や評価委員会の答申を相当程度尊重すべき場合があることは、本件事案の背景を見ると完全には否定できない。

評価委員による順位付けや、評価委員会の答申に重みを付けるためには、評価委員を構成員とする評価委員会を市の附属機関として条例設置することが考えられる。附属機関である評価委員会の委員には職員以外の第三者を加え、評価委員会に諮問してその答申を受けることも（現ガイドライン第23条第1項）、合議によらず個々の評価委員が評価を行い評価点の合算により順位付けた結果を得ることも（現ガイドライン第22条第1項）、いずれも可能なものとして制度設計することが考えられるので、参考として意見を述べる。

なお、附属機関とは、第8の3にも記載したとおり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関であり（地方自治法第202条の3第1項）、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関とされている（同法第138条の4第3項）。

執行機関の行政裁量を尊重する限り、評価委員による順位付けの結果や評価委員会の答申が尊重されない事態を完全に防ぐことは困難であるが、公募結果に重みを付けるた

めには、公募による契約候補者の選定という担当事務について、構成や運営の大枠等基本的な事項を記載して、評価委員会を設置する条例を制定することを検討されたい。

2 人権意識の向上及び人権条例の遵守にむけ、より一層努力されたい

本件は、「『名古屋城バリアフリーに関する市民討論会』における差別事案に係る検証について（最終報告）」において、前市長及び前副市長の発言をパワーハラスメントと受け止めていた職員がいたことが明らかとなったことを契機としたものである。この最終報告では、再発防止に向け、「実効性のある人権条例の制定」が提言され、現在、名古屋市人権に関する条例（仮称）の制定に向けて、幅広く関係者の意見を聴くとともに、必要な事項につき意見を聴取するため、「名古屋市人権に関する条例（仮称）検討会」が開催されている。

そして、今回、本調査の結果、前市長及び前副市長の言動に、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があったとは認められないとの結論とはなったが、前市長の「切腹」発言のように、必ずしも適切とは言い難い言動があったことが認められた。この前市長の「切腹」発言に対し、多くの職員が、前市長特有の冗談として受け流していた一方で、本調査における調査対象者の中には、名古屋市として自殺対策の取り組みも進めている中で適切な発言ではないと、前市長に何度も指摘したことがあると話す職員もいた。しかしながら、前市長が、「切腹」発言を、公に撤回したことはなかった。また、「じゃあ、お前が市長のことに行って説得してこい」との趣旨の強い口調の発言や、「かわってもらわないかん」発言は、前市長、前副市長、及び職員の間で、適切かつ十分なコミュニケーションがとれていない状況においては、ハラスメントにもなりうる発言であり、現に、職員の中には、パワーハラスメントと受け止めた職員がいた。

これらのことからすれば、ハラスメントの有無に関わらず、関係者において、その前提となる人権感覚に欠けるところがなかったか、人権尊重の意識が不十分ではなかったかを振り返ることは必要であり、この点、市では、事業全体の振り返りを目的とした「総括」において、「人権意識を高くして事業にあたることは極めて重要であり、人権感覚を磨き、人権意識を高めていく」ことを、事業を進める上での基本的な方針の一つとして掲げている。

全ての人間は、生まれながらして、生命と自由を確保し、人間らしく尊厳をもって生きる権利を有するものであり、お互いの人権を尊重することが大切であることからすれば、問題は、ハラスメントにより人権が侵害されないことにとどまるものではない。基本的人権が保障され、人が人間らしく生きていくことができる社会づくりのため、命を軽視するような発言や相手の尊厳を傷つけかねない発言は控え、常に人権意識を向上させるよう努めることが必要である。

以上からすれば、今回、職員から、前市長や前副市長の発言をハラスメントではないかとの問題提起があったことは、ハラスメントの認定がされなかったとしても、貴重な指摘

であり、ハラスメントによって人権侵害を生じさせないことはもちろん、名古屋市全体において、人権尊重の理念を再確認し、人権意識の向上に努めることが必要である。さらに、名古屋市として人権尊重の視点に立って事業や施策を実施し、人権尊重のまちづくりを実現するために、最終報告にて提言された「実効性のある人権条例」を制定することが重要である。

市においては、「総括」により示した方針に従い人権意識の向上に努めるとともに、現在、開催されている「名古屋市人権に関する条例（仮称）検討会」において充実した議論がなされ、実効性のある人権条例が制定された際には、市長、副市長等の特別職を含め市職員が率先して条例の遵守に取り組むよう望むものである。

3 スケジュール最優先の事業遂行のあり方を再検討されたい

令和5年1月19日の副市長レク資料（末尾資料04）は、「市長の「公募で選定した昇降機の設置は1、2階まで」との発言に対する対応」との見だしで始まり、「市長発言」と「付加設備の方針」に差異が発生し、バリアフリーの在り方について、あらためて検討するため、現段階（当時）での課題を整理したものであった。

そして、今後、議会での説明、公開での市民との対話、有識者会議での議論、関係団体（障害者団体、高齢者団体等）との調整、議会への報告と了承、木造天守のバリアフリーの方針を策定し整備基本計画に反映、文化庁への提出といった進め方を念頭におくと、市民との対話のための方策の検討からバリアフリーの方針の検討までに約2年程度必要となるとの想定が記されていた。名古屋城職員はこの資料に基づき、前市長の考え方と「付加設備の方針」の食い違いを埋めるためには、その時点までにたどってきたプロセスを改めて2年程度の時間をかけてたどり直す必要性を主張した。

これに対して前副市長は「そんなものは駄目だ」と断固とした発言をして、名古屋城職員の提案を拒否して同年8月までに基本計画を文化庁に提出するスケジュールを堅持するように指示をした（第7の10）。

その後に開催が決まった市民討論会も、このスケジュールを堅持するために、同年6月3日の開催とされた。

スケジュールを堅持することはもちろん重要なことではあるが、スケジュールで定められた期限の効果は様々であり、期限の遵守のみを盲目的に目的化する姿勢は改めるべきである。

期限を遵守できないことにより生じるデメリットと、期限を超えて検討を重ねることから獲得できるメリットとを比較衡量し、後者が前者を上回ると想定される場合には、臨機応変な対応に切り替える柔軟さが必要である。

今後は、スケジュールとその他の重要な要素を天秤にかけながら、柔軟な対応を期待する。

第10 まとめ

1 事実経過

前市長と名古屋城職員との間に存在した「史実に忠実な復元」のあり方と「付加設備の方針」に対する考え方の食い違いは、最後まで解消することはなかったが、職員としては、自らの立場からの説明は継続し、より上層階のバリアフリー対応を検討するために、説明や説得を続けていた。

令和4年11月29日公募審査の結果を市長に報告した際の前市長の反応から、前副市長及び名古屋城職員は、市長決裁をとることは困難と予想したため、11月29日の市長レク後から市長決裁を経る12月2日までの間、レク以外の場面でも、前市長に対する説明と説得を繰り返した。

経済水道委員会所管事務調査（12月5日）で「名古屋城木造天守の昇降技術に関する公募」の結果を説明し、できる限り上層階まで目指していきたい旨、また木造天守整備基本計画を令和5年3月31日までに取りまとめる目標を答弁したのに対して、前市長は同日の定例記者会見で、「1・2階までだったら、まあ、合理的配慮」として十分という趣旨の発言をした。そのため、翌日の経済水道委員会所管事務調査で、改めて公募審査の結果である最優秀者の「提案は、より上層階を目指すものとなっております。今後、様々な課題を考慮しながら、実用化に向けた技術開発を進めていくとともに、史実に忠実な復元とバリアフリーの両立の観点でも、有識者や関係団体などから御意見を頂戴してまいります」と説明した。

それ以後、前副市長としては前市長が公募結果を全面否定するような事態に至らないよう、前副市長なりの折衷案を検討し、令和5年1月11日名古屋城職員にも提案した。しかし、名古屋城職員は、技術的に最初からバリアフリー対策を検討する必要がある、前副市長が提唱する折衷案にすら想定されるリスクがあることなどを主張し、両者の主張は膠着した。

同年1月19日の副市長レクでは、「市民との対話のための方策の検討からバリアフリーの方針の検討までに約2年程度必要のため、バリアフリーの方針の策定および整備基本計画の文化庁への提出は現市長の任期後となる」とする資料を名古屋城職員から前副市長に提出したが、前副市長からの賛同は得られず立ち消えとなった。前副市長としては、スケジュールを遵守することを最優先課題としていた。

それ以後、前副市長と名古屋城職員との間に今後の進め方について意思疎通が困難な時期を生じていたが、市民意見を聴取する場を設ける方向での前副市長による市会答弁が準備され、同年3月7日前副市長のバリアフリー対応に関する市会答弁により、公募審査後、改めて市民意見を聴取する場を設ける方向性が初めて公にされた。

同年3月19日、春姫まつりが開催された当日、課長級の職員のみが前市長と直接面談し、翌日に予定されていた市長定例記者会見に向けた市長説明の場を設けた。

市民討論会向けアンケート実施と併行して、名古屋城職員は市民討論会に向けて準備を進め、市長レク、副市長レクも複数回行われた。名古屋城職員は、市民討論会での資料を検討する中で、「昇降技術なし」「昇降技術あり 周囲との違いを明確にした場合」「昇降技術あり 周囲と溶け込ませた場合」という3種類のイメージ図を、末尾資料07のとおり作成した。しかし、前市長の意見もあり、最終的に市民討論会で使用された説明資料は、末尾資料08のとおり「昇降技術あり 周囲と溶け込ませた場合」のイメージ図が削除されたものとなった。

市民討論会は、同年3月29日副市長レク資料等では、開催日が5月27日となっており、その後6月3日土曜日開催とされた経緯が認められるが、いずれにしても時間的な制約の中で、市民間で意見が対立するという不測の事態を想定せず、そのような事態に対する対応方法も未検討のまま当日を迎え、最終報告が指摘するような事態に至った。

同年7月下旬以降に取り組んだQA（末尾資料09）の作成でも、名古屋城職員は、それぞれの考え方に従って取り組んだ。

令和8年2月11日、市は中村区役所5階講堂で、名古屋城天守閣整備事業について市民説明会を開催し、本事業の再スタートに向けて動き出した。

2 最後に

(1) 結論

本調査を通じて、前市長と前副市長の言動は、いずれも職務に関する優越的な関係を背景として行われたものの、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動があったという認定には至らなかった。

すなわち、本調査で調査対象とした前市長と前副市長の各言動は、いずれもパワーハラスメントに該当しないものと判断した。

(2) 付言

しかし、前市長と前副市長ともに必ずしも適切とは言い難い言動があったことは否定できず、パワーハラスメントと受け止める職員が現れたとしてもやむを得ない状況は、間違いなく認められた。

そのような受け止め方を検証委員会と本調査委員会に示した職員の勇気に、敬意を表したい。

また、本事業の過程を通じて、名古屋城職員はそれぞれの考え方に従って、前市長と前副市長に説明や説得を重ね、自由闊達に議論し、それぞれの職責を果たしてきた。このような職場環境は推奨されるべきであり、名古屋城職員には、賞賛と励ましの言葉を送りたい。

以上

第 1 1 末尾資料一覧

- 末尾資料 0 1 市長及び副市長のハラスメント事案に関する第三者調査委員会設置要綱
- 末尾資料 0 2 令和 4 年 1 1 月 2 9 日 市長レク資料
- 末尾資料 0 3 令和 5 年 1 月 1 0 日 副市長レク資料
- 末尾資料 0 4 令和 5 年 1 月 1 9 日 副市長レク資料
- 末尾資料 0 5 名古屋城バリアフリーに関するアンケート
- 末尾資料 0 6 令和 5 年 5 月 1 8 日 市長レク資料 (抜粋)
- 末尾資料 0 7 令和 5 年 5 月 2 4 日 市長レク資料 (抜粋)
- 末尾資料 0 8 令和 5 年 5 月 3 0 日 市長レク資料 (抜粋)
- 末尾資料 0 9 令和 5 年 9 月 4 日 市長レク資料